

1. 平成25年第1回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成25年3月14日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市 長 公 室 長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	健 康 福 祉 部 長	布 田 孝 文
農 林 水 産 部 長	野 田 秀 幸	商 工 観 光 部 長	蓑 島 由 実
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環 境 水 道 部 長	木 下 好 弘
教 育 次 長	常 平 毅	会 計 管 理 者	山 下 正 則
消 防 長	川 島 和 美	郡 上 市 民 病 院 事 務 局 長	猪 島 敦
国 保 白 鳥 病 院 事 務 局 長	日 置 良 一	郡 上 市 代 表 監 査 委 員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議会事務局 議会総務課長	丸 井 秀 樹
議会事務局 議会総務課長 補 佐	河 合 保 隆		

◎開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。

議員各位には、連日の出務、御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の遅参議員は、1番 山川直保君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には11番 清水正照君、12番 上田謙市君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（清水敏夫君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては要領よくお答えされますようお願いを申し上げます。

◇ 鷺見 馨 君

○議長（清水敏夫君） それでは、7番 鷺見馨君の質問を許可いたします。

7番 鷺見馨君。

○7番（鷺見 馨君） それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

今回はトップバッターということで大変恐縮をいたしておりますが、大きく分けまして4点につきまして、市長さん初め、担当部長さんにお伺いしたいと思っております。

最初に、1点目でございますが、これも小さく分けて4つございますが、提案は4つまとめていたしますので、後ほど一括で御答弁できれば結構かと思います。

最初に、新年度当初予算編成方針についてでございます。施政方針で、当初予算と提案説明をお伺いしたしたところではありますが、中でも郡上市合併10年目を迎え、特に新年度メインとなる施策は何か。また、新しい予算づけ、あるいは特色ある予算について、市民の皆さんにさらに理解して

いただきたいということがありましたら、お伺いをいたします。

2点目でございます。国・県の予算方策にいかに関動協調されていくのか。平成25年度国県の方針が打ち出されているが、郡上市としてどのように活用連携し、予算編成に取り入れられているのか、幾つかの具体的な事例があればお伺いしたいと思います。

3点目は、投資的、産業振興費と福祉事業費の調整でございます。投資的経費予算の占める割合が、財源の関係もあり、福祉の重要性もあろうと思いますが、順次低くなる傾向にあるが、働く場の確保など、郡上の経済活性など考えると、公共投資も含め、産業振興施策が大切なことになるので、福祉事業費とのバランスを総合的に考えていただきたい。そんな思いをいたしますが、お伺いをいたします。

4つ目は、財政運営の長期展望策でございます。実質公債費比率が高いこと、合併特例債の5年延長、合併算定替えによる交付税等の段階的縮小、人口減少など見据え、市にとっての財政運営の長期構想を御説明いただきたいと思います。あわせて、行政改革の観点からもお伺いをいたしたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

以上、4点につきまして関連がございますので、総合的に御回答を市長さんをお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 鷺見馨君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 鷺見議員からは、新年度、平成25年度の予算（案）につきまして、関連しまして御質問がございましたので、御答弁をさせていただきたいと思います。

平成25年度の予算につきましては、2月28日の当定例会の冒頭に提案説明で説明をさせていただきましたけれども、特に一般会計につきましては278億1,300万円という予算（案）を提出させていただきました。

これは、平成24年度の当初予算に比べますと2億5,100万円、0.9%ほどの増でございますが、選挙後議会、あるいは市長選挙後すぐに行いました肉づけ予算という形で肉づけをいたしましたので、それと比べますと約1億5,000万円、0.6%ほど減と、こういう予算でございます。

この予算の編成に当たりましては、提案説明でも申し上げましたけれども、重点的な政策として、今回私が掲げました「次代へつなごう！ふるさと郡上の元気創造」と、こういう政策テーマに沿ったものにできるだけしたいという考えで編成をしたところでございます。

その第1点目は、やはり、郡上の時代を担ってくれる次の世代を育てるということで、子育て支援、あるいはまた安心して住めるような高齢者や障がい者の福祉の充実といったこと、あるいはまた2点目に、皆さんが、やはりこの郡上で働く場所を得て元気に生活できるようにということで、いろんな、特に林業振興等を含めた産業の活性化に意を用いたつもりでございます。

それから3番目に、平成25年度は郡上市が合併をして10年間のうちの最後の1年間ということでございますけれども、この一つの区切りということで、でき得る限りの社会基盤の整備等に係る予算を計上すること、あるいは次の10年間へ向けて、現在市が抱えているいろんな重要課題に取り組むこと、こうした点でございます。

それから4点目には、ただいま最後にも御質問がございましたが、これからの財政の環境の変化に対応していくための、前から私が申し上げております身の丈に合った行財政体制の確立と、こういった4本柱のもとに予算（案）を計上させていただいたところでございます。

やや特色のあるものとして、市民の皆様にも御説明を申し上げたいことは、一つは、この子育て支援というようなことで、特に郡上は大変人口も減っておりますので、第3子以降の子どもさんを産み育てられる方には、ゼロ歳から5歳までの6年間を毎年10万円ずつの市の共通商品券で子育て支援をすること。

あるいは現在中学生まで行っております医療費の負担の無料化を、いわゆる高校生、あるいはそれに相当する年齢層までの方に拡充をし、なおかつこの義務教育終了後、この高校生までないしはその相当年齢の方に対する医療費の支援については、これもやはり市の商品券をお渡しをするという形で、この2つをあわせて福祉、子育て支援の拡充ということとともに市内の地域商業の活性化というようなものをあわせて狙ったものであります。

また、子育て支援の一環として、いわゆる民間の教育ローンをお借りになる方への利子補給といったようなこと、これは在学期間中ということでございますが、こうしたことを予算に盛り込ませていただきました。

また、非常にささやかなものですが、郡上の子どもたちに木でつくったおもちゃで遊んでもらえるようにということで、市内の例えば幼稚園や保育所に木育教材というようなことで木のおもちゃを配付するというような予算も組みさせていただきました。

それから、これまで懸案となっております小中学校の耐震化・改築、こうしたものの推進には、25年度は大和中学校の改築と八幡中学校の耐震ということで、あわせて13億円余の予算を組ませていただきました。

また、産業の振興ということで、特に郡上のこれからの林業の振興につなげたいということで、大規模な製材工場を郡上につくるということで、このための支援ということで、これを林業、林産業の振興特別対策事業ということで2億4,000万円ほど計上をさせていただきました。

そのほかいろいろ産業の活性化に関する諸施策にも取り組むことといたしておりますが、また、特に昨年の12月に国の重要伝統的建造物群の保存地区に指定をされた八幡北町地区については、いよいよ新年度からそうした伝統的な建造物の修理・修景、こうしたものに助成をしていくために、例えばそうした助成事業としても2,000万円を計上するというようなことをいたしました。

また、合併10年目に入るわけですが、平成26年の3月1日が合併の満10周年ということになりますけれども、正式の市民の皆さんとともに祝う合併10年記念式典は平成26年度に入ってからやりたいと思っておりますが、それに向けての諸準備等もいろいろ予算を計上いたしたところでございます。

そういったものの一環として、例えば、郡上市史の編さんというような形で、郡上市一本としての、郡上市史の——歴史ですが、郡上市史の編さんというような事業にも着手をすると、こういったような幾つかの事業を取り組みたいということで予算を計上させていただいたところでございます。

それから、2点目ですけれども、今回御指摘がございましたように、国においては平成24年度に13兆円ほどの大型補正ということで補正を組まれました。そして、25年度の新年度の予算とあわせて、いわば、いわゆる15カ月予算という形で切れ目なく事業を執行していくことによって、何とかこの国のデフレ経済の脱却ということを目指したいという3本の矢戦略のうちの一つの財政戦略というもので予算を組まれたところでございます。

また、県においても、やはりこれからは守りの県政から攻めの県政というようなことで、清流の国づくりというような形でやはり積極的な予算を組まれたところであります。

そういうことで、郡上市といたしましても、まず、その国の24年度の大型補正に対応して、いろいろ公共事業の追加ということがございましたので、これに対応いたしまして、郡上市といたしましては既に御議決をいただいておりますが、24年度の補正として5億3,000万円ほどの事業を追加的に、道路の事業であるとか、簡易水道の事業であるとか、いろいろございますけれども、そうしたものに取り組むことにいたしておるところであります。

それで、今回この24年度の補正では、国がそういう追加補正をいたしまして、それに伴う地方負担については、それを国の地域経済活性化、雇用創出の臨時交付金というような形で、25年度にその地方負担分の一定部分をそれぞれの市町村、県の財政力に応じて財源として交付するという制度になっておりますので、私どもは24年度の補正で、ただいま申し上げましたように5億3,000万円ほどの追加の事業計上をするとともに、その市負担分のうち、国のほうから交付金としてもらえるであろうと期待できる2億3,000万円ほどにつきましては、それを財源に新たに25年度のほうの予算を拡充する形で組ませていただいたところでございます。

それから、県の予算との対応ということでありますが、県も大変今回、国の大型補正に伴って、24年度の補正では400億円を超す事業を拡大されました。

郡上においてもいろいろ、南部広域農道を初め、幾つかの追加がございましたが、そうしたものに対する市の負担金の追加等には24年度の予算で応じておるところでございますし。

今後、県のほうで、例えば、一例でございますが、新たな清流の国づくりの一環として打ち出さ

れました「わが町清流の国づくり応援事業」というような事業を新たに予算的に組み込まれましたので、これは、4月に入ってから具体的な説明があることになっておりますが、でき得る限り今後、市としてもそうした県の予算にも対応した施策に取り組んでいきたいと、こういうふうを考えているところでございます。

なお、県においては、国のほうから相当幾つかの各種類の基金事業というものについての基金の原資が24年度に交付をされる予定でございまして、それを県のほうは24年度もひとまず基金に積んで、それを25年度から具体的な事業展開をするということになっておりますので、そういったものつきましてもでき得る限り市としてもそうした基金事業を取り入れていきたいというふうに思っているところでございます。

それから3点目ですけれども、驚見議員が御指摘になりましたように、郡上市における、例えば普通建設事業等の投資的事業と、それから、扶助費等の福祉の関連の予算のバランスということでもありますけれども、これについては確かに御指摘のとおりであると思えます。

普通建設事業は、やはりその道路の整備であるとか、いろいろな建築であるとか、そういったことに対して一つの郡上市内において建設産業等を初めとして、そういう雇用の場を生み出すということでは非常に重要なものでございますので、そして、そういう雇用ということと、やはり、郡上市内の社会基盤の整備ということに十分意を用いなければいけないということを私も心得ているつもりでございます。

しかしながら、また一方では、先ほど冒頭申し上げましたような福祉・医療といったようなものに対する例えば扶助費というような形での助成とか、こういったことも非常に大切なことであり、また、福祉の面は、やはり福祉そのものも郡上市内の雇用を生み出すということもやはり十分念頭に置きながら、このバランスのよい予算を組んでいく必要があろうかというふうに思っております。

今回の、平成25年度の予算の中では、普通建設事業を一般会計では49億7,000万円ほど計上いたしました。これは昨年のと違いますか、平成24年度の当初予算と比べますと7億5,000万円ほどの増加、17%ということで大変大きな普通建設事業を組んでおります。

これは、先ほど申し上げました大和中学と八幡中学の約13億円余にわたるそうした校舎の改築・耐震補強事業、こうしたものが大きく影響しておるというふうに思っているところでございます。

また、一方、例えば扶助費というようなものを見ても、平成25年度は28.9億円、平成24年度がほぼ27.9億円ということでございますので、比較をしてみますと9,400万円ほどの増ということで3.4%というような形になっております。

議員が御指摘の合併当初における普通建設事業というのは大変大きかったんですが、あれは、やはり合併、ちょうど当初の初年度、その次の年度と、やはり合併をして、合併特例債を使ってたくさん建設事業をやるという、やや私は普通建設事業としては特異な年度であったというふうに思

いますので、今、これからの財政運営の中では、御指摘のようにやはりその辺の総合的なバランスをきちっと考えた予算を組んでいく必要があるというふうに思っておるところでございます。

次に、長期の財政の見込み、特に公債費等の見込み、あるいは地方交付税の合併算定替えの特別措置が漸減をしていくというようなことについて、どのような財政の見通しを持っているかということについてちょっと説明をさせていただきたいと思います。

ちょっと込み入っておりますので、パネルを使って説明をさせていただきます。

まず、郡上市のやはり一番財政上の課題は、市債の残高が非常に大きくて、毎年毎年の公債費負担といえますか、借金の返済費の負担が非常に大きいということなんですけども、これまで平成19年度からずっとその市債の削減、残高の削減に取り組んでまいりましたけれども、この前提案説明のときにも申し上げましたが、平成19年度の決算額と25年度の決算額の見込み額での残高で、私もこれまで約100億円の市債残高を削減してまいりました。

それで、今後ですが、この市債残高がどうなるかということは、毎年毎年新たに借り入れる市債の借入額をどういうふうにコントロールしていくかということと、それから、そうした結果に基づいて毎年毎年の市債の元金と利子の返済額がどうなっていくかということによって、市債の残高がどういうふうに推移をしていくかということになるわけですが。

今のところ、前から申し上げておりますように、市債の新たな借り入れについては、この平成25年度まで通常の市債については25億円を限度に借り入れると、それから後はできるだけそれをコントロールするという事で、抑制していくということととりあえず20億円ずつ借り入れたといたします。

それからもう一つは、交付税の国における財源不足に対応する形の臨時財政対策債というものをやっぱり10億円前後こういうふうに将来見てまいりますと、片一方を見てまいります。

それから、そういう結果として、この市債は元金と利子がこういうふうに毎年返していかなければいけないという形になるわけですが、できるだけ市債を抑えていくことによって、平成25年度と31年度とを比べますと、1年間にかかる公債費は一応1年度、単年度で8.4億円ぐらいの差が出てくるのではないかとこのように思っています。

この辺は、でき得る限り今後も繰り上げ償還というようなことも努めながら、できるだけ後年度の元利償還金の負担を抑えてまいりたいというふうに思っていますが、仮にこういう公債管理をしていきますと、現在、平成25年度に426億円の残高があったものが、平成31年度には326億円ぐらいということで、ほぼこれからまた31年度にかけて99.4億円、100億円ぐらい減らすことができるのではないかとこのように思っております。

こうなりますと、もう一つのほうですけども、どうなるかということなんですけども、今の郡上市の、先ほど御指摘のございました一番大きな課題は、やはり地方交付税という大変大きく依存をしてお

りますこの地方交付税が、平成25年度までは合併算定替えの特例によってかなり大きな額が保障されているんですが、これが、この合併算定替えの特例措置の漸減によって下がっていくと、現在、平成25年度に、これは交付税が131億円ぐらいのところ96億円ぐらいになるんじゃないかということで、35億円ぐらいひよっとすると減少するかもしれないというふうに見ているわけでございます。

したがって、こういうふうには、この地方交付税とその他の税等を入れた分を、大体普通「標準財政規模」と言っているんですが、これがだんだんやはりどうしても少し下がり目になってくるということでございます。

したがって、それと、この先ほど御説明した公債費は徐々に減っていきますけれども、この青い部分を基礎とした数値を分母にして、こちらのところを分子にすると、それが実質公債費比率という形で出てくるわけですが、これ前で御説明していますように、何とか25年度の決算では、過去3年間の実質公債費比率が18%を下回る17.2%ぐらいにしたいというふうに思っておりますが、それが徐々に減ってまいりますが、この公債費負担の減少とともに標準財政規模そのものが減っていくということで、結果として算出される分子はこの辺で少し高まっていくけれども、18%はクリアをしていくという形の財政運営ができるのではないかと考えています。

この辺少し上がってきますのは、下水道で現在、平準化債というものを発行しておりますので、こうしたものの償還の負担がこの辺からかかってくるというようなこともございます。

しかし、いずれにしろそういう中で、少なくとも16%台ぐらいの形で実質公債費比率を持っていくような財政運営をしてまいりたいと、こんな見通しを持っているところでございます。

以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 鷲見馨君。

○7番(鷲見 馨君) ありがとうございます。大変具体的に御説明いただきまして、予想以上に御親切にいただきましたので、時間が迫ってまいりまして、議長さん、恐れ入ります。ちょっと変更を、質問内容をしたしたいと思います。

まず、3番のほうをやりまして、2番飛びまして、中国木材進出に伴う地域の相乗効果についてをお題といたしまして、日本で有数の大型製材工場である中国木材が郡上に進出することにより、雇用拡大や林業活性化につながることを期待され、その経済的効果、相乗効果など、どのように認識されているのか、お伺いしたいと思います。

もし、あればデメリットがどのようなことがあるのか、想定されるのか、また、その対処方法、郡上としてのこの中国木材に対する進出の対応についてもお伺いしておきたいと思いますが、ちょっと飛びますけれども、この点につきまして、担当部長になりますか、お願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） お答えをさせていただきます。

御存じのように、ことしの1月の23日に、郡上市と中国木材株式会社とで製材工場の立地に関する協定を締結いたしましたところでございます。今後の計画では、平成25年度に中国木材と地元の関係事業者とで、新工場を運営するための事業協同組合を設立いたしまして、造成工事に着手し、平成26年度中に操業する予定となっております。

今回の製材工場の進出については、森林が市の9割を占める郡上市にとって、地域資源である森林資源を活用して事業を行うという点とか、あるいは年間5万立方メートルから10万立方メートルの原木を取り扱う大規模工場という点で、まさに林業の活性化、地域振興につながる特別な事業であると期待しておりまして、そういう観点から、新年度に特別対策事業として予算措置をさせていただいておるところでございます。

まず、この件について、直接的な経済効果はどうかということでございますけれども、まず、工場の直接雇用が、当初は25名程度、将来的には50名程度と聞いてございます。

この新規雇用の経済効果として、例えば50名の場合ですと年間1億円から2億円の効果があると思っております。

それから、工場が使用する木材は、当初で年間5万立方メートル、将来的には10万立方メートルということでございますけれども、この木材の買い取りによる経済効果としまして年に5億円から10億円の効果があると思っております。

このほかに、木材を生産するため、林業の現場において木材を伐採するための新規雇用効果、木材を伐採し搬出するための作業道の開設による事業効果、伐採した木材を運搬するための雇用効果等が想定されまして、こうした林業現場での効果として年間4億円の経済効果があるというふうに想定がされます。

その他関連する相乗効果としましては、木材の安定的な需要先ができることや、新工場が買い取る木材価格は、協定価格として定額で買い取る計画であるということから、木材販売価格が安定することで計画的な伐採計画を立てやすく、林業従事者の計画的な雇用につながることも期待できます。

また、今後伐採箇所が増加することが予想されますけれども、伐採後に植林が行われれば、植林やその後の保育等、計画的な施業は期待できるのではないかとこのふうにも思っております。

また、こうした林業活動が活発になり、山から収入が得られることが期待できるようになると、山への関心が高まりまして、山の手入れにもつながってくるんじゃないかということも期待できま

す。

また、地元の製材業者が製材した材を中国木材が持っている流通ルートを利用させてもらい、販路拡大につなげることも期待ができるのではないかなというふうに思っております。

また、新工場で整備される乾燥施設を利用させてもらい、郡上で製材される材を、付加価値をつけて販売することも期待できるのではないかなというふうに考えてございます。

さらに、中国木材は20年、30年先を見据えた企業戦略をもって事業に当たっている企業だということがございますけども、中国木材が取り組んできた長期展望を持った山林経営や山の活用についての手法、あるいはノウハウが今後郡上市の山づくりの参考になるのではないかなというふうにも考えてございます。

また、林業が活発になり、山への関心が高まった機会に長期的展望に立って郡上の山をどうしていくのか、例えば、山の場所によっては杉・ヒノキの人工林から広葉樹の山へ転換させたり、林業だけでなく、観光的な面からもどういう山がいいのかというようなことを考える契機になるのではないかなというふうに考えてございます。

こうしたことも副次的に出てくるような効果だというふうに考えてございます。

一方、逆の課題という面でございますけども、まず、年間、先ほども言いましたけども、5万立方メートルから10万立方メートルの木材が必要ということでございますので、その供給がまず第一の課題だと思っております。全てを郡上市内から供給することはすぐには無理かもしれませんけども、木材生産側の体制を整えて、多くの量を市内から供給したいというふうに考えてございます。

それから、木材供給のために伐採現場が増加することが考えられます。今後、木材を供給するため、搬出間伐に一層取り組んでいく必要がございますけども、間伐のほかに択伐とか皆伐とかも増加するというふうに予想しております。

そうした場合には、伐採した後に森林が更新されるような手当てをしていけば、特段山が荒れることにはならないと思っております。こうした課題に対しては早急にその対応策の検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

また、大きな製材工場ができるわけでございますので、環境面での課題が幾つか考えられると思っておりますけども、中国木材は、会社の理念といたしまして環境保全を第一に考えて事業展開するというふうにしておられることから、事業の実施に当たりましては、環境に配慮した最大限の対応策を講じてもらえるよう中国木材に対して申し入れをしていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

(7番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 鷲見馨君。

○7番(鷲見 馨君) ありがとうございます。大変大手の大企業でございまして、この誘致をさ

れたということは、執行部を初め、関係者の非常な努力だと思っていまして、心から私どもも敬意を表するところでございます。

御案内のように、東日本では津波がございましたけども、この山の多い我々は、以前から山は大変よかったですのでございますけども、順次してきたということは、地方が、限界集落を初め、いろいろな面で大きな影響を受けてきたということの中で、こうした明るい話題が来たということは非常に将来の林業行政の上においても、あるいは今言われましたように、環境面におきましては一大改革ができるんじゃないかと、そういうような大構想のもとにひとつ進めていただきたいと、こんなことを思いますし。

また、前身でありました長良川ウッド、努力はされておって、いろいろ経緯はございましたけども、都合でこういう状況になりましたが、ひとつそんな実績とノウハウを、具合よう活用されまして、活かしていただきたいと、こんなことも願うところでございます。今後とも郡上の対応を期待いたしまして、この件につきましては終わりたいと思います。

一つだけ加えますと、農林業のより活性化の方針でございますが、都市との交流のために貸し農園、田舎暮らし、地域、農村おこしの奨励推進についてをちょっと質問いたしておりますが、農業者の高齢化、後継者不足、限界集落懸念、耕作地の放棄増加が心配されております。郡上市は美しい自然景観、豊かな環境、人情があります。

郡上で暮らしたい、農業に関心を持つというような都会人もふえてくるんじゃないかと思っております。貸し農園など本格的化することにより、こうした都市部の人たちを呼び寄せる遊休地の活用・交流をさらに推進をしていただきたいと、こんなことを願うものであります。

今御案内のとおり、今ちょうど話題になっていますが、TPPの問題の課題がどうなるかわかりませんが、このことを鑑みますと、国際化の農政のやり方、あるいは農協とか森林組合との対応なども非常に課題があるかと思っておりますし、あるいは空き家とか、空き店舗の活用なども重要な課題ではないかと思っておりますが、市の今後の方策につきましてお伺いをしたいと思っております、よろしく申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） お答えをさせていただきます。

郡上市のような中山間地域では、農地を農地として守っていくこと、また、農業そのものを継続していくことについては、経営的に非常に厳しいものがございます。統計数値を見ても、郡上市の総農家数は平成17年から22年の5年間に370戸減少しておりまして、また、65歳以上の高齢化率も75.3%と非常に高い率となっております。

議員おっしゃいましたように、農業就労人口の減少と高齢化の進行により、遊休農地の増加が懸

念されているというところでございます。こうした傾向が全国的に見られることで新たな担い手の育成が急務となっているというような状況でもございます。

戸別の遊休農地の解消対策といたしましては、農業委員会による農地パトロールの実施や、集落営農の組織化による農地の集積を行いながら、耕作放棄地の防止を図っていますが、議員御提案の都市住民を対象とした貸し農園、こういったものも遊休農地対策の一つの有効な手段と考えてはございます。

また、農業体験による都市住民との交流は、新たな農業労働力の確保という観点からも、地域活性化の効果が期待されるところでございます。

耕作放棄地対策のためではございませんけども、現在、高鷲のふれあい農園では、都市住民に対して体験型の貸し農園を解放し、現在61名の方が利用されておりますし、また、和良町の宮地では地域の有志が中心となって、ふれあい農園を開設しまして、年間延べ120の方が可児市などから訪れて、地元の方と交流を深めております。

このほかにもグリーン・ツーリズムとして白鳥の六ノ里地区では棚田を活用した農業体験や野菜の収穫体験など、都市と農村との交流事業を実際に展開しているところでございます。

貸し農園などの施設を個人や団体に開設するという場合につきましては、農地法などの手続が必要な場合もありますので、市といたしましては、法的な協議も含めまして、今後こうした取り組みに対して支援を行っていきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いをいたします。

(7番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 鷲見馨君。

○7番(鷲見 馨君) 時間が参りますので、改めて先ほどの予算編成につきまして、お礼を申し上げますが、御案内のとおり郡上市の合併算定替えによる交付税の額の段階的減少を初め、いろんな条件がまいります。

ちょうどアベノミクスというか、そういう、国のほうでは政権を打たれましたような、新しい方針が打ち出され、国際的、あるいは円安とか株高、デフレ解消などの経済の活性のためのたくさん予算が一応準備はされつつあります。どうか郡上市におかれましてはそういうのをうまく活用されまして、連動協調の上に、官民一体で総合的にお考えをいただきますことを心からお願い申し上げまして、時間も参りましたので、これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(清水敏夫君) 以上で鷲見馨君の質問を終了いたします。

◇ 田 中 康 久 君

○議長(清水敏夫君) 続きまして、2番 田中康久君の質問を許可します。

2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 議長から許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

市民の方には余り知られていないと思いますが、ある雑誌が第1回「日本住みたい田舎」ランキングを発表されていました。移住者支援体制や自然環境や子育てのしやすさや日常生活のしやすさなど7ジャンルを、その雑誌の編集部の方々が全国からセレクトした94市町村の中で採点したもので、我々が郡上市はというと、総合ランキングは6位、子育てのしやすさは同率で1位というものでありました。

客観的な採点基準でありまして、市長、健康福祉部長、職員の方、関係者の方々に敬意を申し上げたいと思いますとともに、しっかりと内外に向けてPRをしていただくことをお願いしたいというふうに思います。

今年度の予算編成を見ますと、子育て世代や若い世代への予算措置がふやされているというふうに思います。細部につきましては予算委員会でもただしたいと思いますが、大ざっぱに言って、子育て世代や若い世代に支援をしていくことは、少子化という課題や人口減少という課題だけでなく、安倍政権の税制改正の動きなどを見ても、経済政策的な側面も含めて多様な意味があるのではないかというふうに思っております。

初めに、市長の子育て支援にかける思いをお聞かせ願いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 田中康久君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

ただいまは田舎暮らしに関する本だと思いますけれども、その雑誌などには郡上市が大変子育てをするのにいい条件であるというようなPRをしておっていただいておりますが、私の思いは、やはり、郡上市のこれからの将来を考えていったときに、どうしてもこの郡上市を将来担ってくれる若い世代をつくっていかねばいけないという思いでありまして、それはある種の危機感でもあります。

先日、ちょうど県の住民基本台帳に基づく人口動態調査がありましたけれども、これを見ましても、やはり県全体が8,000人余減少していく中で、郡上市も残念ながら、1年間に559人の減少ということで、減少数の絶対数からいいますと、42市町村の中で3番目ぐらいのところにあってございまして。そして、その減少の要因がやはり自然増減という形で、生まれてくる子どもと、それから亡くなる方との差ということで、これが559人のうちの343人と、一方、社会増減では216人の転出超過というような形になっておりまして、当然社会増も図っていかねばなりません、まず何としても、やはり次の世代を担っていただく赤ちゃんの数をふやしていきたいと、こ

うしたこと、あるいはそうしたことを、産み育てていく世代にやはりでき得る限りの支援をしていきたいというのが、私の強い思いでございます。

(2番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 東京にいたころ、ある国会議員の事務所にお世話になっておりました、その先生が事務局となって超党派で少子化対策基本法という法律を議員立法で提案しまして、法律となっております。そのとき、はた目で見えておりました思ったのが、この少子化対策といっても各党それぞれ考え方が違って、党の理念そのものが出るというか、まあ、難しいもんだなあということ、実感をいたしました。

例えば、国が子どもを産めなんていうことを言ってもいいのかというような考え方、当然ありますし、また子育ての社会化というものは親の責任を軽くするんじゃないかと、そういうような、議論の多様な意見があったことを記憶しております。

ただ前に、当時20代のお母さんからいただいた意見が大変印象に残っております。そのお母さんは、そのとき一人お子さんがみえたんですが、もう一人産みたいなというお話をされてました。そのとき、お子さんはまだ小さかったので、私との意見交換の場に一緒に連れてきてみえたんですが、その子を抱きながら、この子が大きくなったときに寂しい思いをさせたくないし、誰か助け合える人がこの子のそばにいてほしいなというようなことをおっしゃってました。母の子を思う気持ちなんだなということを痛感いたしましたけれども、子どもを育てる喜びとか、お母さん方のそういった思いとか、物心両面で応援することは非常に大切だということを感じました。

子育ての不安を少しでもなくせる環境を整備しなければならない、ということは思います。子育て世代のお母さん方と数回にわたって意見交換を持ちました。そのときに、子育ての悩みや喜びについて御意見を伺ってきましたので、その世代の声として市長に届けたいというふうに思います。

まず、総論として、お母さん方の意見をまとめると、働きながら子育てができる環境整備をということでありました。これ、厚生労働白書によれば、30歳代前半の、まあ、私の世代ですね、世代の女性の労働力率と合計特殊出生率の関係は、明確に正の関係を示しておりました、言うなれば、お母さん方が働きながら子育てができる環境をつくり出すことが、出生率の向上につながるというデータが出ております。

そこで、まず各論に入りたいと思いますが、まずは子どもたちを預ける、預けられる場所についてであります。現在、病児保育は市民病院でやっております。働くお母さん方にとって、これは大切な役割を果たしているというふうに思いますが、郡上は、御存じのとおり、南北で大変長い、また広い面積を有しております。高鷲や白鳥に在住の方々がそこに子どもを預けに行くのも大変であると思います。お母さん方からお話を聞くと、おじいちゃんやおばあちゃんに預ければい

いという意見は現実味がないそうでありまして、親が元気で仕事もせずに、子どもを預けられるということは大変ラッキーなことだということをおっしゃっていました。何とかそういった、北部でも同じような病児保育のようなことができないか、答弁を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

国保白鳥病院事務局長 日置良一君。

○国保白鳥病院事務局長（日置良一君） ただいま北部地域の病児保育について御質問をいただきました。

まず、白鳥病院に設置しております院内の託児所、まあ、保育所ですけれども、について現況を説明させていただきます。

国保白鳥病院におきましては、看護師、それから職員の就労等々を目的に託児所を設置いたしております。場所は、病院西側、介護棟の3階部分の一室で行っております。面積は約10坪、それから保育は1歳から3歳の幼児を対象に定員10名で、保育士を2名の体制で保育を行っております。御質問の病児のお子様に対する保育につきましては、現在、白鳥病院での実施での最大の課題につきましては、空きスペースの問題がございます。また、看護及び保育のスタッフ等の確保の課題があるということでございます。

病児保育の要件といたしましては、感染症に対応した部屋が必要なことや設置した各部屋に保育士さんのほか、看護師さんも必要というようなことがありまして、このようなことから、現在、今の段階では白鳥病院内での、保育と申しますか、病児保育は、実施は困難な状況になっております。

これまでには、病院のほうで保育に対する直接の市民の方からの御意見は伺っておりませんが、まず、保育に対する、病児保育に対するニーズの把握を含めて、この諸課題に対応して検討していきたいと考えますので、よろしく願いをいたします。

（2番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） 将来の課題として考えていただきたいというふうに思います。

次に、妊婦さんへの配慮ということで、産婦人科へ通う妊婦さんへの配慮という観点から質問をいたしたいと思います。これもお母さん方から意見があって、多くの妊婦さんから多い意見であります。市民病院に健診や何やらで産婦人科に行くときに感染症がはやっているときなど、採血する場所や受付がほかの患者さんと同じ場所で行うことに対して抵抗があるようです。赤ちゃんを思う親心だというふうに思うんですが、こういった不安な声に対して市民病院はどのように受けとめられますか。事務局長にお尋ねをいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

郡上市民病院事務局長 猪島敦君。

○郡上市民病院事務局長（猪島 敦君） 議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、市民病院に来院される患者さんというのはいろいろな症状の方がお見えになります。当然、中には感染症とか、最近ですと、インフルエンザの患者さんとかノロウイルスの患者さんとかも見えることがございます。

そんな中で、感染症対策といたしまして、現在、市民病院の中では、その感染症が疑われる患者さんにつきましては別の待合室を設けまして、そちらのほうで待っていただくというふうな形で、一般の患者さんと分ける方法をとらせていただいております。非常に、この感染症等の問題と、それから、病院にかかれる方のプライバシーへの配慮、この2つは非常に重要な課題だと思って捉えております。

それから、今、議員御質問の、産婦人科の関係でございますが、産婦人科の関係ですと、実は今、産婦人科医というのは全国で一番不足しとる医師の診療科というふうに伺っております。そんな中で、今、市民病院の中では1日20人の入院患者さんと1日40人の外来患者さん、さらに、昨年の1月から12月までですけど、306件の御出産、また216件の手術を2人の常勤医と3人のパートの、週1回のパートの先生でこなしていただいているのが現状でございます。

また、特に出産に関しましては、時間を選ばないということもございまして、毎日24時間体制ですぐ対応できるようにということで、院内もしくは官舎で待機をさせていただいているのが現状でございます。

産婦人科を受診されます患者さんは、まず1階の受付のほうへ回られまして、そこで受付、それから採血などを行っていただき、その後、6階のほうへ上がっていただいてそちらで受診をしていただく。また、そこで受診が終わりましたら1階へおりていただいて、会計を行っていただくというような形になっておりまして、今、議員が申されるとおりでございます、一般の患者さんとそこで一緒になれるというケースがございます。

そんな中で、特に検査等におきましては、中央処置室、1階にあります中央処置室のほうで採血を行いまして、隣にあります検査室のほうへ回しておりますが、この中で、やはりその検体の持ち運びがないということで、非常に時間の短縮につながってきとると思います。それは、患者さんの待ち時間の縮減であったり、またはお医者さんの診療時間の短縮にもつながっております。まあ、そんなことから、現在はそういう方法をとって実施をしとるところでございます。

また、検査室のほうでは、その検査の専門のスタッフ、専門の技術者を配置しておりまして、または専門の機械を配置しまして、それで全体を行うことによって、その検査結果の精度の問題ですね、高い精度の検査結果を出せるように行っておるのが大きなメリットだと思っております。

そんなことから、そういうことも踏まえて行っておるのが現状でございますのでお願いをしたい

と思いますし、またその、市民病院の中では、御存じのとおり、赤ちゃんに優しい病院ということで御指定をいただきまして、現在、産婦人科、小児科、助産師が連携しまして母子医療に取り組んでおります。そんな中で、24時間体制でのその産前から産後、育児にかかわる全てのことに、御相談に応じれるような体制を24時間体制で持っておりまして、対応をとらせていただいております。

また、それぞれのお母さん方の情報交換ができる場をということで、その場所の提供なども行っております。市民病院では、本当に安心してお子さんを産み育てていただけるような環境の一端を担えればと思って行っておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

(2番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 先生方、大変お忙しいですし、一方でお母さん方からそのような声も出ておる状況ですので、相互に理解が深まるような形で、よりよい関係を築いていければというふうに思いますので、よろしく願いをいたしたいというふうに思います。

次は、土日など休日に子どもたちを預ける場所についてお伺いをいたします。

土日に働いている方々もみえまして、前日の厚生労働白書によれば、休日保育の実施割合を見ますと、岐阜県は、これ古いデータで恐縮ですが、全国でワースト4位というデータがございました。特に、郡上のような観光の町では特にそういう、土日に働く方も多いかと思いますし、これから観光産業を盛り立てていけばいくほど、そういったことも必要になってくるのではないかとこのように思いますけれども、健康福祉部長はどのようにお考えですか、答弁を求めます。

○議長(清水敏夫君) 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長(布田孝文君) ただいまの御質問でありますけれども、土日、保育全体の考え方も多少あるんですけれども、一応、土曜日、日曜日ということの、まあ、休みといいますか、日曜日については、まあ、保育全くできないということではございません。ただ、実態に合わせて、特に土曜日等については希望保育という言い方をしておりますけれども、保護者の方が土曜日の日に預けたいよという希望があれば、そのことは今でも対応しております。

ただ、1日、土曜日でもあるわけですが、午前中でいいよという場合は午前中で、なければ休園をしておるのは現実でありますし、休日も同じことでありますけれども、今の現状の中で我々が聞いとる段階では、まだ休日までという保護者の方の声が我々のところが聞き取らんで、聞き取らんとこのよりも、まだなかなか聞こえてこないのが現実であります。

ですが、実態的にそういう声が高まってきたときには、これは当然検討していかないかということになっておりますので、我々としては保育園を通じながら、そのような形で皆さんの声を聞いていきたいなというふうに思っておりますし、また、いわゆる市立保育園につきましても、公立ほとんど同じような形で、特に、まあ、土曜日については希望保育ということでやってみるところもござ

います。ただ、お一人、二人ということになりますと、先生の関係とかいろいろ人員配置という課題は残るのは現実でありますけれども、皆さん方の声をまた聞かせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） しっかりと、皆さんのニーズを調査していただきたいというふうに思います。

それとも関連するんですけども、次に、保育士さんの現状についてお伺いをしたいと思います。私の思いですけども、子どもとかかわる方々という部分は、職場環境というものをしっかりしていかなければならないというふうに思っております。これは、総務委員会と自治会長さんとの意見交換でも、複数の場所で行った意見でございますけれども、日々雇用職員の方々がたくさんみえて、また日々雇用職員さんの中でも時間などに差があるようであります。そういった皆さんの現状と、今後の対応について、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） 職員の配置等々についてでありますけれども、少しだけ、実態の数字だけは示させていただきたいと思っておりますけれども、郡上市内のいわゆる公立の保育園、それから幼児教育センター合わせて10カ所、僻地も合わせてあるわけでありまして、その保育園にかかわる職員数は総勢で89名でございます。この中には、栄養士さんとかも入っておりますけれども。そのうち、正職が46名でありますので、52%ほどの正職であると臨時職員ということになっております。さらに、その89人のうち保育士、保育にかかわっていただく方は74名でございます。これは、保育の基準というのがございまして、何人に1名の保育士が必要だということがあるわけですが、郡上市の場合は保育士のいわゆる数字上の基準でいうと、全体では62.6でいいわけですが、74ということで、基準よりは多くの保育士さんでやっただいておるということでもあります。

それで、74名のうち、今、お話があった正規の職員については40名でございますので、54%ほどが正職員ということになっております。それで、私が思うには正職の方も日々雇用の方、本当に一生懸命仕事をしていただいております。それで、私が思うには正職の方も日々雇用の方、本当に一生懸命仕事をしていただいております。それで、私が思うには正職の方も日々雇用の方、本当に一生懸命仕事をしていただいております。それで、私が思うには正職の方も日々雇用の方、本当に一生懸命仕事をしていただいております。それで、私が思うには正職の方も日々雇用の方、本当に一生懸命仕事をしていただいております。

ただ、臨時の保育士さんのいわゆる雇用形態については、例えばですが、障がい児保育とか一時保育とか年度によって人数が変わる場合があるわけですね。そういう方を中心に日々雇用職員さんを充てさせていただいてという現状ではありますけれども、実は郡上市の保育士さん、女性が大変多いわけございまして、産休とか育休をとられとる方が、例えば24年度中でありまして9名の方がみえます。そうすると、その方の補充をどうするかということ、すぐじゃあ正規の保育士さんを

充てるということじゃなかなか難しいものですから、基本的には産休とか育休の方がみえたときにはそういう日々雇用の職員の方を充てる、それから特別保育の場合も人数の加減でいわゆる臨時職員の方を充てるとというのが現状でございます。ですから、正規の職員の方が復帰されればいいわけですけども、例えば正規の職員の方が退職される場合がありますが、そのときには必ず正職として採用しておるとというのが現実でございます。

いろいろ、今のような事情がございまして、全部の職員の方を正職というのはなかなか難しいわけでございますけども、基本的な職員の思いとしては子どもに対する、皆同じでございますし、私も職員にそのことを願っておりますし。ただ、制度上、今のような形で全員がなかなか正職というわけにはいかんという現状もありますので、御理解をよろしくお願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 部長おっしゃったように、子どもたちや保護者の方から見れば正職の方でも正職でなくても全く同じでございますので、その全く同じだからこそどういふふうな思いでそういふ、保育に当たる方々に対する環境を整備していくかという部分は市の姿勢だと思っておりますので、しっかりと受けとめていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、子育てに優しい企業ということで、働きながら子育てができる職場環境についてお聞かせを願います。

お母さん方と話していると、出産を終えて子育てを一段落して仕事を探そうと思うと育児との両立ということが一番の課題だということをお話を聞きます。そういった意味で、市としては延長保育だとか、学童につきましては、放課後児童クラブとかいろんな制度があるんですけども、社会全体で子ども、お母さんを応援していくという意味では、企業自体も子育てに優しい環境づくりを行っていただけるような、インセンティブを持てるような制度があればよいんじゃないかというふうに思います。

また、現在でも子育てに優しい企業もあるんですけども、そういった情報がお母さん方にはなかなか届きにくいという声もありました。子育てに優しい企業への支援について、商工観光部長はどのように思われるか、答弁を求めます。

○議長(清水敏夫君) 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長(蓑島由実君) 子育て世代のそうした雇用方面について現状を申し上げます。

国の育児・介護休業法では企業に対して、その労働者から申し出があった場合は育児休業を付与すること、また短時間の勤務制度を設けることなどを義務づけをされております。

また、国において、育児休暇等の整備を図る企業を支援するそうした制度につきましては、「子育て期短時間勤務支援助成金」あるいは「中小企業両立支援助成金」などの支援制度がございます。

これらは、そうした企業を助成する制度でございまして、現状ではなかなかその十分な活用がされていないということも聞いております。

また、ハローワークにおいてはやはり子育て支援ということにはいろいろ配慮をしております、企業が求人票を提出する場合に、子育てに関するその雇用の条件とか支援を記述する欄があって、そこをできるだけ記入してもらうようにと働きかけをしています。そして、そうした支援を受けた求職者の方々がいらっしゃったときには、そうしたいろんな記述がある企業を丁寧に御紹介をしているというようなことでございます。

それから、岐阜県におきましては、「岐阜県子育て支援企業登録制度」というのを平成19年から行ってございまして、これは子育てを支援するそうした企業が増加するように、そうした職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を登録するというものでございまして、岐阜県内では1,459企業が登録し、1,459企業、それから、うち郡上市内では75の企業が登録をしているということでございます。

この登録のメリットとしましては、県のホームページ等で登録企業名と取り組みの内容等を掲載をし、広く紹介をしているというようなこともございますし、また、県の中小企業資金融資制度の経営合理化資金のそうした子育て支援枠を使うことができるというようなこと、また仕事と家庭の両立支援アドバイザーの無料派遣を受けることができることなどなど、幾つかのメリットがございます。

市として、そうした雇用面にどのような支援ができるのか、なかなか難しゅうございまして、現状、具体的な方策を、できてはいないところでございますが、先ほど申しましたような、関係機関と連絡を密にしまして、そうした企業に対して出産休暇とか育児休業等を、積極的に定着してもらうよう働きかけをこれからも続けていきたいと思っております。

また、先ほど申したような、各種の助成制度等も十分に活用して、子育て支援を拡充させてもらうように、そうした働きかけをこれからも続けていきたいと思っております。どちらかという、企業に対してという面が非常に多ございましたけど、これからはやはりその子育て世代の方々の御意見・要望についても耳を傾けていかなければならないと考えております。

(2番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 今、部長がおっしゃってございました、前段の国の制度の、郡上の支援制度ですか、国の制度の支援制度は、郡上の現状がもしわかれれば、その支援を受けてる企業は郡上にあるのかどうか、何社ぐらいあるのか、お聞かせください。

○議長(清水敏夫君) 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長(蓑島由実君) 今回の御質問を受けていろいろと調査をしましたが、具体的な件数

についてはちょっと聞くことができませんでしたんで、また追って調べさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 失礼しました。その制度についても、後段の県の支援制度につきましても、そういった企業がふえるような形をとるためにはどうすればいいかということ、しっかり研究して進めていただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、金銭的な側面についてでございます。今までは、同時入園の児童に対して支援というものが、保育園ですけれども、支援がありましたが、そうでなくても、第3子の保育料に対して助成をする自治体がふえているというふうに思います。そういった考え方に対して、市長はどのように思われますか。答弁を求めます。

○議長(清水敏夫君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) この保育料の負担というものをできるだけ子育て世代に軽減をするということは、じゃあもう一人産もうかなと、あるいはもう一人産もうかなというような思いも持っていただけというような意味で、非常に意味のあることだというふうに思っております。

私も、今回2期目に出る際に、子育て支援ということをおっしゃっていましたが、その中には、この、できるだけ保育料の負担を下げたいという思いがございました。御承知のように、現在の郡上市の持っている制度では、一応、第2子はそれぞれの所得階級に応じた、階層に応じた保育料負担金の2分の1、それから第3子は無料ということにしている、これも制度があることはよく市民の皆さんに御承知置きをいただきたいと思いますが、ただ、その要件の適用が同じ保育園あるいは幼稚園という、その6歳までの間に同時に就園している場合ということで、1子、2子、3子と勘定するというので、一番上の子が小学校に上がってしまうと今まで2子だった子が第1子になって、その次の3子目の子が今度は2分の1受けるという形でございます。

そういうことで、この要件を何とか緩和できないかなというふうに思っずっと検討をしてまいりました。今回の予算査定でも、健康福祉部とも、一番時間を費やして議論をしたのはこのことであったんですけども、結論として今回予算で提出をさせていただきました第3子以降の子育てをされる方に、ゼロ歳から5歳までの6年間に、1年に10万円ずつ商品券をお渡しすると、こういう子育て支援というふうに施策を打ち出したわけでありまして。

ここをよく申し上げておきたいんですけども、保育料の負担金というのは、それぞれ保護者の方の所得階層に応じて非常に違うわけでございます。したがって、例えば市民税の非課税の世帯ですと月3,300円です。それに対して非常に、一番所得の高いような階層ですと月2万6,600円というような形で大変差がございます。それで、それを一口に無料化というふうにした場合の効果も、月3,300円の保育料の負担金を納めていらっしゃる方は、年額にいたしましても3万9,600円ござ

いますし、それから非常に、一番高い階層は月2万6,600円納められますと、1年間に31万9,200円ということになります。したがって、その仮に、一定の第3子なり4子なりを無料化という措置を講じたときに、1年間にその受ける無料の便益といえますか、そういうものは、例えば今の市民税の非課税の方ですと年間3万9,600円の、いわば、自分とこの家計負担が減ることになりますし、所得の非常に高いところは、逆に言いますと、31万9,200円の支出が節約することができるというような形になって、非常に所得の高いほうほど便益を受けるという形にもなります。

そういうようなこともあり、今回第3子以降、この子育ての応援という意味では一律に10万円ずつ商品券を差し上げるということがいいのではないかと。したがって、今、例えば3,300円のその、何ていいますか、保育料の負担金を納めていらっしゃる方は、年額が3万9,600円ですから、むしろ10万円との差額では、約6万円はむしろ支出、その、何ていいますか、市からの支援がふえるという形になって、非常に低所得の方に対しては10万円の、その、1年間に10万円の支援というものが非常に便益をこうむるといことになります。大体、計算してみますと、今8,500円の市民税の均等割のみの方が1年間にしますと10万2,000円の保育料の負担金になりますから、それがほぼ10万円の応援のお金と一緒になると、こういうような計算になりますので。

今回、子どもいろいろ計算を、試算をした結果、この、例えば13歳までその同時に、その1子、2子、3子の勘定の仕方を例えば小学校3年生まで枠を広げて考えたらどうだとかという、いろんな試算をいたしましたけれども、今回のような、提案させていただいたような応援制度に私どもとしては落ち着いたと、こういうことでございます。

もう一つ、この幼児教育の問題については、現在の政権においても無償化というような検討もいろいろされておりまして、例の子ども三法との関係もいろいろございますので、そういったことの動向もよく見る必要もあるというふうに思っておるところでございます。

(2番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) これは、考え方だと思うんですけども、一つはその、今回の6歳までの商品券の配布のものの制度趣旨ですよね。どういう目的を持ってそれを行うかという、その制度趣旨を達成するための手段として、そういう、市長が今回出された予算のやり方がよいのか、はたまた問題点があったとしても、問題点についてまた話しますけども、あったとしても今の保育料の助成のやり方がいいのかという部分は議論の余地があるというふうに思いますし、また、保育料がなぜ違うかという、それは所得に応じて保育料が違うわけですよね。ですから、保育料を負担する段階で既に平等化というものはなされているというような考え方もあるわけですよね、その保育料を無料化するとき。なぜその、保育料がそもそも人によって違うのかという部分では、もう既に平等という部分の側面が図られているというような考え方もありますので、またこのことについて、

時間が議論しているとありませんので、また詳細の制度については別の場もありますのでそこで議論を、議論というか、質問をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、市長の政治姿勢についてということで、大きく2問目について質問をいたしたいというふうに思います。

地方交付税の削減が段階的に始まります。そのことは先ほどの質問の答弁に対しても、パネルを使ってわかりやすく説明をしていただきました。基本的にその合併特例というものがなくなっていくということであると思いますが、この合併特例というのは、旧7町村時代の地方交付税の額を合計した金額をもらえるというものが合併特例というものであります。すなわち、これが終了するという事は、合併市としての算定基準に従って、国から交付されるということでありまして。

地方交付税の算定基準は人口や面積、そのほか細かい基準に従って額が決定されますが、基本的に面積が占める割合というのは少ないというふうに思っております。国は、起債発行しやすい合併特例債を用いることなどして合併を進めてきましたけども、合併を行うということは当該自治体の面積がふえるということにほかなりません。一方、自治体の住民1人当たりの行政コストは面積が小さくて人口が多い、人口密度に反比例してしまっていて、面積が大きくて人口が少ない自治体は1人当たりの行政コストは高くなるというふうに思います。つまり、地方からすれば、合併により面積がふえて、1人当たりの行政コストが高くなった上に、地方交付税という歳入が少なくなるということの意味するのではないかとこのように思います。これを本市に当てはめると、合併により日本一の面積を持つ高山市を含めて、西日本では面積は第3位でありまして、1人当たりの行政コストが拡大する一方で、先ほど申し上げましたように、交付税が段階的に少なくなって、先ほど市長の説明がありましたが、35億円ほど減少される見込みであります。

一方で、交付税は多少は面積というものが算定基準には含まれますが、国からの補助金などは面積は考慮されておらず、先に挙げました、病児保育なども人数だけで補助要件が定められております。市長は、こういった国の制度に対して、どのようにお考えかと、そして全国でも広大な面積を有する中山間部の自治体の長として、リーダーシップを発揮して国に対してどのような働きかけを行っていくべきであると思いませんか、答弁を求めます。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 先ほども御説明しましたように、この合併算定替え特例措置の漸減あるいは完全な廃止といえますか、なくなるということは非常に大きな問題であると思っております。それで、今、お話があったとおりになんですけど、私の基本的な考え方としては、もちろん、この合併算定替えの漸減ないしは完全に終結というのは最初からわかっていた話なので、ある程度それに応じた、身の丈に合った行財政ということをやったかなきゃいけないと思って、これまでも努力をしてきております。しかしながら、今お話がありましたように、今度の平成の合併でこれだけ大きな面積を抱えた

自治体というものが、算定替えとか、一本算定とか算定替えとかということなしに、果たして現在の交付税制度で本当に正しくその財政需要が把握をされているかどうか、ということに対しては問題提起をしていく必要があるというふうに思っています。

それで、いろいろと今、財務課等にも検討させておりましたが、大きな問題の一つは、先ほどおっしゃったように、面積を何らかの形で測定単位に入れていくということが一つは大事ですが、現実にはそういうもの、あるいはその面積が広ければ当然、市道の延長とか面積も大きくなりますから、そういうものについてはある程度算定されています。しかし、一番大きなものはどうも問題の中身は人口段階に応じて、今まで6,000人とか1万何千人とかという町村で分割して行政をしていると、それは1人当たりの行政コストが割高になるでしょうということで、そういう補正係数というものがかけられたんですね。それが、4万何千人の市になってしまいますと一挙に、交付税の計算では3万人から10万人未満という段階の市の中へ入ってしまって、そして、その補正係数というものが非常にちっちゃくなってしまふということがございます。それがわかりました。

それで、そういうことでやはり、例えばもうちょっと3万から10万未満という、その市町村ももう少し小刻みに少し例えば、合併しても実態は変わらないわけですから、もう少しそういう補正係数の配慮をしてくれとか、そのようなことをやっぱり言うていく必要があるというふうに思っております。私としてはまず郡上市でその合併算定替えと一本算定との間ではどういう点で現実どうしてもカバー、行革をしようとしてもし切れない部分が、どういうふうに残るかというようなことについて十分勉強をし、そして、それをやはり県内で同じような課題を抱えている町村同士が、合併して広大な面積を持っているような市と、例えば、ともに連携をしていく、というような形でやはり岐阜県の中で同じような課題を抱えている市とやはり連携をしていく、そしてまた、全国で同じような課題を抱えている市とも連携をしていくというような形でやっていきたいというふうに思っています。

現に、全国的には現在、同様の課題を抱えている島根県、それから岡山県、広島県といった何個かの市がそんな研究会をしてレポートも出しておりますので、そういうことも参考にしながら、この問題には対応していきたいというふうに思っています。

(2番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 市長のリーダーシップに期待して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(清水敏夫君) 以上で、田中康久君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時05分を予定いたします。よろしくお願いいたします。

(午前10時54分)

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◇ 清 水 正 照 君

○議長（清水敏夫君） 11番 清水正照君の質問を許可いたします。

11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。2点について質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、買い物弱者に対する支援事業についてでございます。商工会地域商業活性化委員会では、市民の消費意識を探る目的で20歳代から80歳代を対象にアンケート調査を行い、23年2月、報告書としてまとめられております。その報告書には、「買い物の動向について8割前後の人が市内を利用しているが、そのうち個店を利用しているのは2割弱にとどまっている」と、そういった結果が出ています。この調査以降も商業環境の変化によって、個店での利用はさらに落ち込んでいるのではないかというふうに思われます。この弱者対策については、昨年6月定例会においても、同僚議員から買い物弱者に対する支援策の質問がありました。その際、商工観光部長から商工会の調査結果を受け、移動販売で出向く方法、注文宅配や買い物代行で届ける方法、買い物のできる場へ送る方法、この3つの方法の中から必要なサービスを実証実験したいとの答弁がありました。

商工会を中心に、大和地域において地域課題調査研究会を設立し、ことし2月4日から3月4日までの1カ月間、買い物代行宅配サービス、これはカタログ販売というような形で、新聞、また3月の広報にも掲載されておりましたが、そういった形で行われました。商工会としては、その結果を受けて本格的な運用をしたいというようなことを申されております。

商工会では、やはり商業者にとってどうあるべきかということを考慮に入れられておると思いますが、その中でも地元商店、個店の活性化、にぎわいづくり、それに合わせて高齢者の方々、障がい者の方々の食生活など日常生活の不便さを解消していく、そんな取り組みではないかというふうに思います。

その実証実験の結果を受け、本格的な事業をするためにどのような支援ができるか、その支援策を商工観光部長にお伺いをいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 清水正照君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（菘島由実君） お答えします。

今おっしゃっていただいたような、そうした経過をもとに、平成24年度には商工会を事務局として地域課題調査研究委員会を、設置をいたしまして研究を進めました。この中には、各方面からの委員さんを12名、行政も加わっておりますが、12名の委員と、また専門の経営コンサルタントの方も加わっていろんな検討をしてきたところでございます。

まずは、買い物環境に関する調査を大和地域全域の高齢者を対象として行いまして、401人の世帯の方から回答を得たところでございます。この研究委員会では、このアンケート調査をもとに、どういう方式が有効なのか、また実際に実施できる形なのかということも検討した結果、大和地域においてはこのお買い物代行宅配の方式で実証実験を行うということに決定をいたしました。その後、各方面との調整を進めまして、実際の形としては、注文受け付けは市の社会福祉協議会、そして注文の商品の供給については大和ストアが行い、そして注文の商品のその宅配については郡上八幡郵便局が担当すると、こういう形で実施するような体制をとりました。

なお、この実証実験には、配達時には高齢者あるいはその世帯の見守り支援もあわせて行っていくこととしておりました。その会員を募集しましたところ、28名の御応募があり、会員登録したそうした方々にはカラー刷りの商品カタログ、こうした物でございますが、具体的にいろんな商品を御案内しておりますが、全体では187品目を上げまして御注文を受けますというような形のこうしたカタログをお配りをしたところでございます。注文についても、できるだけやりやすいようにということで、電話またはファクスで注文をお受けしますというような形でスタートをいたしました。

この実証実験は、現在も継続してやっておりますが、ただ、実際の利用件数につきましては、きのう、3月12日現在で8件にとどまっております、予想を大きく下回っておるところでございます。

この研究委員会では、こうした状況とか改善点等も踏まえて検討しながら、この大和地域においては25年度も引き続きこの方式の実証実験を続けていくということでございますし、会員の拡大と利用実態の調査をさらに続けていくということにしております。

また、25年度、そのほかの6地域につきましても、見守り支援を含めた買い物弱者のそうした実態調査を進めまして、そして、その分析によってそれぞれの地域に合った買い物弱者の支援あるいは商業者の支援といったことで検討を進めていきたいとしております。

（11番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。なかなか短期間での実証実験ということで成果が思うように上がってないということが現実かというふうに思いますし、商売人という、どうしてもそちらのほうに商工課のほうで取り扱おうとそういった形での意識が出てくるのかなということ

思います。商売も商店——個店がそれぞれ大型店の影響を受けたというか、先ほどお話ししたような形でどうしても縮小傾向にあるというような面で、商工課としてはそういった面での個店の活性化といいますか、そういった面については力を入れていただきたいなということを思いますので、実証実験を踏まえられて、また再度御検討いただければと思います、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、健康福祉部長にもお伺ひをいたしたいと思ひますが、集落の先ほど言ひました、今言ひましたが、個店、やはり商店街が衰退をしていきます。そうしますと、買い物に不便を感じる市民の数がふえておるといふのは、商工会の意識調査でも出ておりますけれども、実態は本当どうなんだろうかなといふことを思ひます。

65歳以上の高齢者が半数を占める、県内過疎地の集落を対象に県が行った実態調査では、日ごろの暮らしに満足している集落住民の割合は72%といふふうに高く、過疎地では隣近所との付き合いが深く日常的に助け合える関係にあることがそういった満足度の一因といふふうに分析をされております。

一方で、高齢化の進展のもとで、生鮮食料品の入手が困難な地域があり、高齢者が偏食などによつて本人が気づかないうちに栄養不足に陥る状態が深刻化しているといふ指摘もあります。

買い物に不便を感じるひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、また、障がい者の皆さんの買ひ物の支援の必要性について、健康福祉部のほうでは調査されているのか。また、そういった面をどのように捉えてみえるのか。やはり見守りサービスや安否確認とあわせて買ひ物支援に活かしていけないかといふふうなことを思ひわけですけれども、健康福祉部長のお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） ただいまの御質問でありますけれども、確かに郡上市においては高齢化率が30%を超す、31%を超す、また、地域によってはそれ以上の高齢化率といふことで大変高齢者の方が多いといふのが実態であります。

今の御質問の中で、特にその中で買ひ物支援といふようなことで、買い物に困っている方が見えないかといふことでございましたが、実は平成24年から26年度のこの3カ年間の中で、第5期の高齢者福祉計画、介護保険計画、事業の計画をつくらないかんといふことで、23年の2月にニーズ調査を行いました。

その調査のことですけれども、要支援1とか2、それから要介護1、2を認定されておられて在宅で暮らしおられる方を無作為で抽出しまして395件、それから要支援とか要介護以外で健常といひますか、65歳以上の方で1,605件といふことで、合計、郡上市全体では2,000件の方にア

ンケート調査をお願いいたしまして、有効回答率といえますか。1,595ですので、約80%の方から回収できました。

それで、実はその中に買い物という項目を入れさせていただきまして、自分でいわゆる日用品の買い物をしていますかどうかというようなことの項目を上げさせていただきました。それで答えとしては、できている人、それから、できるけどしていない、できない、ここの「できない」というところが肝心なところございまして、このアンケートの中ではできないと答えられた方が15.7%、約250名の方が、ちょっと買い物は困難やと、こういうことがこの調査でわかりました。

さらにそれをもう少し深く追求をいたしまして、できない方はどうしとるんやということになるわけでありまして、できない方のうち、これは元気な方も入っておりますし、ひとり暮らしだけじゃないものですから、できない方の中の約80%は家族がやってくれるでいいわという方が見えましたし、それから13%ほどの方がちょっと離れとるけど息子やとか娘がおるとか何かそういう別居の家族がおるから、それでやっていただいておりますという方が約13%で、残りの5.6%がいわゆる介護サービスです、ということで例えばヘルパーさん、これは仕事としてあるわけですので、いわゆる介護サービスということですので、250名中14名の方がサービスを利用して買い物支援を受けているよということでございました。

それで、現在そのアンケートはアンケートとして別でありますけれども、介護保険の中で、いわゆる生活援助を受けておられる方は、郡上市全体では78名の方が、いろんなNPO法人でありますとか、そういう社会福祉法人でありますとか、買い物支援をサービスとして受けておられます。

また、シルバー人材センターのほうが、これは八幡地区だけでありますけれども、センターの事業として買い物支援をやっていただいておりますが、今お聞きすると7名の方がシルバーの人材センターを活用して買い物支援を受けておるということでございます。

このニーズ調査から見ると結構少ないかなというちょっと印象はあるんですけども、少ないなりにその方々はサービスをうまく利用してやっていただいておりますのではないかなというふうに思っております。

また、障がい者の方につきましても、同じように障がい者の方も障がい者の福祉サービスの中でそういう買い物支援の事業が受けられるものですから、我々の所には直接、例えばこのことという御相談はなかなかないみたいでありますので、郡上の中では同居のもちろん家族はそうでありまして、近い所に見える御家族の方の支援とか制度を受けながらおると。また、もちろん商工関係の移動サービス等を利用しておられる方も見えると思いますから、実態的にはそのような実態であります。

ただ、福祉関係から言いますと、どちらかと言うと、そういう高齢者の方、ちょっとでも外へ出てきていただいて、そこで福祉的に見守りをしながら、こういうような支援ができたならと思いま

すので、物を届けるということじゃなくて、例えば少しでも出てきていただく、買い物を実際には皆さん多分自分の目で物を見て買いたいというのは本音でないかというふうに思いますので、福祉的な意味合いで言いますと、それも含めた見守りというのは今後もさらに必要になっていくというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。一般質問の通告をしてからですが、3月の6日だったですか、6日じゃないですね、済みません、3月の初めです。ぶなの木学園さんが県の補助を受けて軽自動車を改造して移動販売をし出したというような記事が出ておりました。ぶなの木学園としては、前から荷物を積んで、そして行った行き先で店を開いて、そこで販売をしてみえたという実績があるということ伺いました。あわせて2年弱になるようなことを聞きましたが。これについては、やはり事業者の方が、ぶなの木学園を利用している方が非常に生き生きとして働いてみえるということで、利用者にとっては本当にありがたいというようなことを言ってみました。

週に2回、火曜日と木曜日だったと思いますが、午前中だけのようですが、3時間ぐらいつつを大和の大間見と小間見、それと白鳥の前谷と干田野ですか、に巡回をしているということでした。お客さんはそれぞれ25人から30人くらいあるようです。そのぶなの木さんが来てくれたということで買い物に出てみる人もあるし、というような中で、やはり一番困ってみえるのが、仕入れ先が困ると。商売をやっているわけでないので、自分の所でパンをつくっているんで、そのパンが売れるありがたいというようなことを言いましたが、仕入れ先がないんで大変その辺は苦労しているというふうなことでした。そういった面で、出向けばそれなりに皆さんが来ていただいて買っただけ。1回行くと二、三万円あるような話もされてましたけれども。そこでやはりそういった高齢者の方々のコミュニティといいますか、図られるというようなことも話をされてみえたけれども。今までずっと物を見て買ってみえるんですね。じかに物を見て買いたいというのは、消費者の皆さんは思ってみえるんじゃないかなと。今の商工会でやっているカタログ販売というのがどうしても今の高齢者の方にとっては慣れないシステムかなというようなことを思います。

やはりそういった意味で、今のぶなの木さんがやってみえるのが本当に利用者にとっては、その方は張り切って仕事をしてみえて本当にありがたいといったことを言ってますし、それとあわせて地域のそういったお年寄りのためにお役に立てればというようなことで取り組んでみえるようだけれども。

また反対に今度は商業者がそういった所へ移動販売車を設けて入っていきますと、また重複したりということでまた問題も出てくるような気もいたしますが、やはりこういったことを受けながら、やっていく必要があるんでないかなということを思います。

先ほど健康福祉部長が言われたように、できるだけ外に出ていただくということで、健康管理と
いいですか、そういったことも大事じゃと思いますが、どうしても出られない方もまた見えると思
いますので。

あと、商業のほうでいくと、採算ベースにのらないとなかなかこれも向かっていけない部分もある
かと思いますが、そういった意味で、市長も前回のときに移動販売車の要望があれば検討
したいというようなことも言うておられますが、双方がマッチングしたような形で取り組んでい
ただければというふうに思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、次ですが、市長公室長にお伺いをいたしたいと思ひますが、情報通信技術を活用する基
盤が整備されというようなことで出だしになっているわけですが、平成18年3月にICTを
活用した地域再生行政改革行動計画というようなのを出されておりますが、その中にこういった物
を使ってというような中で記載がされておるわけですが、そういった基盤が整備されてお
ります。いつでも、どこでも、何でも、だれでもネットにつながる社会になってきたというよ
うなことが計画書にあるわけですが、家庭や会社からパソコンを使ったネット接続だけでなく、さ
まざまな機器がネット越しに相互に接続、特に意識せずだれでも安心して簡単に利用できるこ
とがメリットとされ、簡単に情報にアクセスできるネット社会への対応が必要になってくるとい
うふうなことで、この行動計画書には記されております。

そうした中で、ケーブルテレビのデジタル放送を利用した買い物サービスの実証実験にも取り組
んでいただいておりますが、そういったことについて検証していただくことも大事じゃと思ひま
すし、今後、ケーブルテレビネットワークを活用した買い物支援について、どのように取り組ま
れるのか。やはり年代がまた5年、10年先になりますとそういったことも使うのに慣れた世
代も多くなってくると思ひますが、高齢者の中でも。そういったことについて市長公室長
にお伺いをいたしたいと思ひます。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

地域の情報通信基盤の整備が進んでまいりまして、また、ケーブルテレビにおきましてもデータ
放送というものが利用できるというふうになってきたわけでありまして、先ほど御指摘のよ
うにICTの活用の中で、やはりこの買い物弱者の皆様が見える地域の中でこうした情報通信機
器がどのように活用していけるかということについては前から検討をしたいということとして
おったわけがあります。

幸い、富士通ネットワークソリューションズ株式会社、こういう所から現在の郡上市のデータ
放送を使って、そして家庭にいながらテレビを見て自分の欲しい物をそこから注文をしてい
くというふうなシステムを開発されまして、これを試行的に郡上でやらせてほしいというふう
なお話をいた

だきまして。これは昨年度であります、平成23年の9月1日から平成24年の2月の末までの6カ月間、こうした実証実験を御一緒にやらせていただいたわけでありまして。

地区におきましては、やっぱりいろんなお世話もありますし、サンプルにどこかでやらせていただきたいということでありますが、過疎地域になっております明宝と和良地域でやってみると。明宝におきましては、全域ということではなくて気良地区ということになりました。

それで、この2地区におきまして、当初は200世帯ぐらいでやってみたいというふうに思っておったわけですが、実際はこのことについて御参加がいただけるということになりました世帯は42軒でございます。

それから、ケーブルテレビとインターネットが、これが接続をしておることが条件になります。要するにケーブルテレビも御加入、それからインターネットも御加入、加えてそれがLANケーブルで結ばれておって双方向ということが出来ますので、そういう世帯が実際はこの42世帯の中で15軒ということでありました。

それから、取り扱いをしていただきますお店につきましては、商工会にも御相談をしながら、二つの地点におきまして1軒ずつ出たいただいたということでありまして。そのお店からは全体では、これは商品の数ですけれども、この生鮮食品からお酒、ジュース、加工品まで含めまして、和良におきましては201品目、明宝気良におきましても99品目の取り扱いができると、こういうふうな体制をつくっていただいたわけでありまして。

特に特徴としましては、先ほど言いましたように、お茶の間においてテレビ、そして特別な何か操作するタブレットなくてもテレビのリモコンから入っていけるという、Dボタンからですね、そういうふうなことで気軽ではないかというふうにして考えたわけでありまして、そういうふうな入力の方法と、もう一つはテレビを見ながら電話で注文をしていただく方法もできますよと。お年寄りにはそのほうがいいかなということもあって、そういうふうなこと。

それから、もう一つは、広くほかの地域の皆さんにもこういう制度についてどう思われるか、ということですから買うことはできませんが、そのモードを見ていただくというふうな体験モードというものを開くという三つの視点で実証実験を行ったということでありまして。

その結果ですけれども、6カ月間で実際に御利用をいただいた方が、先ほどの15軒の双方向の中で11軒という購入に至った件数でございますし、それから電話を入れた御利用が8件ありまして、全体での御利用が19件ということでありましたので、正直に言いますと、大変な仕組みをもって臨んだわけでありましてけれども、なかなかこうしたことについて、実際にそれでもって買ってみるということはやってはくださったわけですが、そのことが日常生活の中での普及につながってはいないということでありまして。その原因はアンケートとか対面でいろんな御意見をお聞きしましたけれども、すごくいいシステムであるし、こういう御支援は何かの形で欲しいんですけれども、

現時点は自分たちで買う手段があるとか、あるいは御高齢の方にとりましては、この操作が非常に何と申しますか抵抗感があるというふうなことがありまして、結果的にはそんなようなことにとどまったということでもあります。

しかし、このことをやったおかげで、地域の情報インフラを使って、こうした方法も一つのツールとしてやっていけると。それから、お世話をしてくださったお店の方も、あるいは御利用になった方も、こういう物は将来は確実にやっぱり私たちも使わせてほしいということと、お店もそんなにやっかいでなくて、協力させていただけるんでないかというようなお話がいただけましたので、そういうことにおいて今後の活用については可能性を我々としては持ったということでもあります。

ただ、これを実際に導入しようと思いますと、システムの導入コストとして想定される経費が初期投資で5,000万円とか、年間のランニングコストとして400万円くらいだというふうな試算を情報課としてはしたわけですが、そうしますと、そのことのいわゆる投資と効果のことです。ですから、その辺につきましては十分市民の皆さんとこの御利用につきましてリサーチといいますか、御要望等を確認しながら、またほかの方法でやれるところはほかのやり方、これがいいというところはこれがやり方と、こういうふうな一つのツールとして今後の課題としていけるというふうに、していきたいというふうにして考えております。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。それぞれの部署でいろんな取り組みをしていただいております。効果が上がるかという部分もやはり大事だろうというふうに思います。

そこで、市長にお伺いをいたしたいと思いますが、そういった皆さんに対する支援をやはり必要だというふうに思いますが、それとあわせて全国的にもさまざまなそういった取り組みがなされております。

そこで今3人のそれぞれの部長さん方にお伺いをしたわけですが、それぞれの部署が連携をして取り組みをしていく、このことが非常に大事だというふうに思います。

本当に支援を必要とする人の状況をしっかり把握しながら、そういった商業の環境といいますか、そういったものも現状を把握しながら、利用者、また、商業者にも当然一定の負担もしていただくことも出てくるかと思いますが、財政的な支援も含めてやはり取り組む必要があるんでないかなということをおもいますが。

その団地一つ抱えてそこに移動して行って売るといのは比較的やりやすいんですけども、こんだけ、先ほどの話じゃないけど、広い地域を移動で回っても本当に大変なことかなということも思います。そういった意味も含めて、地域、地域に合ったような最良のシステムができないかなということをおもうんですが、市長さんのお考えをお伺いしたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。

まさに御指摘のとおりでして、これまで、商工観光部あるいは健康福祉部、市長公室、それぞれの取り組みを申し上げましたけれども、こういうことが技術的にできるということと、それからそういう買い物支援を求めていらっしゃる方々がそれを利用したいと考えているかどうかとか、いろんな意味でやはり問題がございますし。また、そういう特にICTの利用であるとか、いろんなそういうものの利用というのは年齢層によって親しみ方が違いますので、理屈はわかるとるけどもどうもやっぱり尻込みしてしまうようなこともあると思います。いろんな方法が考えられますので、これまでのいろんな試みを総合的に判断しながら、当面、例えばこういうことでやっていこうとか、あるいはこういう地域はこうしていこうというような多様な取り組みも必要かというふうに思いますので、そうした御指摘のようなやっぱり実態を踏まえながら、あるいは地域の実情に応じながら、あるいはそういうことを必要としている皆さんの必要に応じてどういうことができるかをさらに検討してまいりたいというふうに思っております。

非常に、高齢者の場合は、やはり当面そういういろんなデジタル化したのでこういう情報機器があるというようなことよりも、現地に即しての移動販売であるとか、あるいは隣近所の人たちが、おばさんちょっと買い物に行ってくるけど何か要るもんない、というような形でのサポートをするとかといったような、ヒューマンウエアといいますか、そういう形での取り組みが非常にまずは必要なかと。そういう時に例えばどのように行政として支援できるかといったようなことも考えていく必要があるというふうに思っています。

（11番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） 助け合いの気持ちといいますか、そういった気持ちは随分あるんです。そういった意味合いの中でなかなか難しい部分があるかと思えますけれども、先ほどぶなの木学園の例を出しましたが、向かえば買っていただけるということがあります。やはり以前は、昭和50年代のところは本当に皆さんが忙しく働いていて、そこに来てもらうことが本当にありがたかったというところがありました。今はまたちょっと違ったニュアンスになろうかと思えますけれども、それぞれの部でいろいろ検討しておっていただくわけですが、一つに一本化といいますか、それぞれチャンネルは幾つも持ってみえると思いますが、そういうものを集約した中で進んでいっていただければということをお思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、時間がなくなってきましたが、6地域の地域教育課を廃止するというで考えられていますが、お伺いをいたしたいというふうに思ひます。

新年度の組織機構改革として、教育委員会所属の6地域の地域教育課を廃止し、事務の一部を各

振興事務所の職員に補助執行させることで組織のスケールメリットを活かした地域振興を目指すと地域教育課廃止の方針が出されております。

社会教育では、さまざまな学習機会への参加や各種団体の活動などによって、次世代を担う人材の育成、また、地域づくりが行われてきたことと思います。

6地域に公民館主事を、専任主事を配置すると。そしてまた、ことしも新たに充実をさせていくというような方針も出ておりますが、公民館体制の定着を図るとともに、自治会組織等との連携をとって事業を進めようとの計画があります。そういった中でもやはり廃止によって課題が残るのではないかということを思いますが、一律廃止ではなく、白鳥にありますんで北部に拠点を置くことはできないかなど。大和、白鳥、高鷲を見るような拠点が置けないかということと、この廃止に伴って、教育委員会の振興や地域の振興課などが、そういった関係部署がどのような体制になっていくのか。また、市民への影響はどのようになるのかということ、市長にお伺いをしたいと思いません。

3月4日に質問を出したんですが、3月6日に新聞報道で一部出ておりますが、それとは別に市長から詳しくお答えをいただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回、提案説明でも、新年度における組織の変更ということで、ただいま御指摘のように、6地域にございます地域教育課というものを、教育委員会の組織としての地域教育課というものを廃止し、一定の人員の縮減も伴いますが、それぞれの地域にございます振興事務所の振興課においてその事務を補助執行すると、こういう方式に変えようということでもあります。

まず、その背景を申し上げますと、やはり今回、人員削減ということは、これはたびたび申しておりますように、郡上市にとってどうしてもやっていかなければならないものであるという中で、新年度も普通会計に属する職員については19人を減少させなければいけないという課題をどうするかということで、やはり本庁と地域事務所関係でそれぞれほぼ半分ぐらいずつその削減を受け持つという中で出てきたものであります。

現行の地域教育課というもの、地域によって違います。例えば、白鳥等においては、ことしは、24年度は国体なんかもございましたので、その地域教育課の職員がその面も配置されておりますが、通常は3名ないしは4名ということで、それを教育委員会の出先機関という形で設けておったということでございます。これを例えば仮に、先ほど話がございました公民館の専任主事等も徐々に充実をしながらそれを削減していくということになると、例えば課長1人、課員に1人とか2人とかというような形の小規模の出先機関を、あくまでも教育委員会の組織として持つというよりは、振興課の振興事務所の中の何人かいる職員の中でそうした職員も受け入れて一緒になって仕事をしていくと、こういう仕組みがやはり合理的であろうということで今回そういう補助執行という方式をと

らせていただいたわけです。

この補助執行というのは、地方自治法の中にございますが、長の仕事を行政委員会のほうに執行させる、あるいは行政委員会の仕事をその長の職員に執行させると、こういう方式でございますので、今回はその教育委員会の仕事を一応、現在まであった地域教育課の職員を地域教育課というものを廃止して一緒になって振興事務所の中の職員になって教育委員会のその事務を補助執行していくと、こういう形をとらせていただくということでございまして。確かに一定の削減を伴いますので影響なしとは言いませんけれども、むしろ場合によっては振興事務所の職員全員が今まで分断されていた地域教育課だけで3人、4人で対応していたというような仕事を、必要に応じては一緒になってやれるというような、いわばスケールメリットもあるというようなことで、今回そういう改正をさせていただきたいというものであります。

特に、市民の皆さんにとっては、これまで地域教育課というものが、例えば高鷲とか和良とかといった所は町民センターとかそういった所におりましたので、顔が見えなくなってしまうというような不安とか、そういうようなこともあろうかと思いますが、そういったところについてはそのセンターの管理を、一定の管理業務については委託をしたり、あるいは今回これまで公民館専任主事というような方にもお手伝いをいただく、あるいは場合によってはその振興事務所からそういった担当の職員に、ずっと張りついておるといことはできませんけれども、課を出してそのセンターの機能に支障のないようにしてまいりたいというふうに思っております。

白鳥と美並については、それぞれふれあい創造館と美並まん真ん中センターというかなり大きな公の施設がございますので、ここについては引き続き一定の職員を配置して不便のないようにしたいというふうに思っています。

それから、今回、そういう人員削減するんなら白鳥なら白鳥という所に北部拠点センターのような形で、地域教育課は教育課として地域的に統合したらどうかという御提案ですけれども、それも一つの考え方ではあると思いますが、これからやっぱり公民館活動、自治会活動、いろんなものをやっていく場合にそういうふうに、白鳥に拠点を置いて一々出かけていくということではなくて、やっぱり地域には地域に日常的に、やっぱり、しっかりその地域における職員がそうしたいろんな仕事も進めていくほうが適切ではないかということで今回の判断に至ったものでございます。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。またいろいろと進めていかれる中で、市民、また、地域のニーズを大切にして取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（清水敏夫君） 以上で、清水正照君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時47分)

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

(午後 0時59分)

◇ 尾 村 忠 雄 君

○議長（清水敏夫君） 14番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

14番 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） 議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

さて、先般、3月8日でしたか、卒業式が郡上一円ありまして、私も白鳥ということで白鳥中学校の卒業式に行かさせていただきました。今回の卒業式は新しく体育館ができたということで、そこでの初めての卒業式ということで。内容につきましては、本当に素晴らしい、感動を得る卒業式であったかなってなことを思っております。卒業生の皆さんは、やはり涙を流し、そういった卒業式でありましたけれども、私は思いますに、在校生の皆さんも涙を流しておられたと。これはまさに白鳥中学校が一つになって、卒業式ができたなってなことを思いましたので、御報告を申し上げます。

今回の質問は、今までに同僚議員が質問したこと、また、私が質問したことの経過を踏まえての質問ということですので、よろしく願いをいたします。

まず1点目、連携型の中高一貫教育の成果と課題及び今後の方針について、教育長にお伺いをいたします。

平成22年度から24年度まで3年間の教育が経過しました。皆さんも御承知のとおり、学校は白鳥中学校と郡上北高校との連携型の教育であります。この教育を当初実現するためには、市の教育委員会はもちろん、県の教育委員会、学校、PTA、また、地域の皆様方を初め多くの方々の御理解をいただき、もちろん議会も当然であります。実現できた制度と考えます。

また、この質問については、平成21年第2回の定例会一般質問において、山田、鷺見両議員も同様に質問をして、この中高一貫教育の目標や推進方法などを、教育長に質問した経緯があります。

さて、質問であります。当時、私の質問に対して、教育長は、この中高一貫教育の目標は、学力の向上を図ることはもちろんであるが、中高生の交流によって人間関係を深め、地域の活動に合同で取り組むことにより、地域社会の一員である自覚を高めることが目標であると答弁をいただき

ました。私も、このことは生徒たちが社会に出て成長していく上で、また、人間として学んでいかなければならない最重要なことだと考えております。私も最近、生徒の皆さんと接する中、また、先生方との話し合いの中でも感じているところでもあります。

その一例として、生徒たちが地域のボランティア、また、いろいろな活動等に参加して活躍していることが多く見られます。また、あいさつや服装についてもしっかりとした生活の姿が見受けられるようになり、先日も生徒たちに声をかけたところでもあります。

また、私が思うには、今述べたこともあります。反面、この連携型の中高一貫教育について、市内にある中学校、高校、また、生徒・保護者の方々がどう受けとめて、どう考えているのか懸念するところでもあります。

いろいろ申し上げましたが、ここで質問をいたします。平成22年度から24年度まで、この教育を3年間推進してきましたが、当初掲げた目標について達成できたか、また、推進方法など問題はなかったのか、教育長にお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君の質問に答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、今御質問をいただきました連携型中高一貫教育の取り組みと成果についてお答えをしたいと思いますけれども、これは私の答弁というよりは白鳥中学校と、それから郡上北高等学校のこれまでの実践を報告させていただくという点と、それから評価委員会での評価内容を報告させていただくと、こういった二つの側面からお答えをしたいというふうに思いますし、その前に、郡上北高等学校の三尾校長先生を初め全ての教職員の皆さん、そして白鳥中学校の石田校長先生、そして前任の木島校長先生を初め教職員の皆さんのこれまでの努力に、まず感謝を申し上げたいと思います。

最初に、当初掲げました目標ですけれども、それは「不撓不屈の郡上人」という表題を掲げて、おかげさま、なにくその心でやり抜く子、そして高い志を持ち、ひたむきに努力する子という具体的な生徒の姿を挙げ、新しい未来に向かって郡上を愛し、郡上を支える子を育てることを目標と、そういったことを基本的な目標として実践に取り組んでいただきました。

具体的には、確かな学力の育成、そして、共に生きる力の育成、自立する力の育成といったものを掲げられたわけですが、今、皆様方のお手元に3年間の歩みを整理したリーフレットが行っているかと思しますので、ごらんをいただきながら聞いていただければ幸いに思います。

最初に、目標の実現のためにどのような取り組みをされてきたかということですが、確かな学力を育成するという点での取り組みについては、中学校の先生方と高校の先生方が協力をされて、6年間を見通した「つつじヶ丘スタンダード」と言われる国語と数学と英語の教材づくりをされました。

それから、もう一つは数学と英語を中心にして、中学校の先生が高校の授業、あるいは高校の先生が中学校の授業というようにチームを組まれた、いわゆるチームティーチングということによって指導をされてきました。また、高校の先生方が中心ですけれども、中学生の皆さんに夏休みに夏休み学習会といったものを開かれて、ここにはかなり多くの中学生が参加をしてきました。

それから、共に生きる力の育成という点については、吹奏楽部、それから相撲部、そしてバレー部、バドミントン部などの合同練習があつて、この合同練習によってお互いに交流を深められたという経緯もあります。また、生徒会が中心になったんですけれども、合同執行部会ですとか、あるいは合同の地域での清掃活動なども推進されましたし、清流国体ではプランターの花植えのボランティア活動もされたといったこと、こうしたことが共に生きる力の育成ということについての取り組みの主な内容になります。

また、自立する力の育成ということの取り組みでは、学校の見学会ですとか、あるいはビジネスコースの1日体験入学なども行われましたし、高校の3年生が中学生の皆さんに対して、自分どのように進路を実現していくのかといったような、そういった話をする会ですとか、あるいは高校の先生方が中学生の皆さんに対して進路講話をされるという、こういったことで進路に向けて自立をしていこうという意味での学習に取り組みされたということが取り組みの内容です。

こうした取り組みによって、評価委員会で成果として受けとめられている点についてですけれども、一つは、「つつじヶ丘スタンダード」といったものを作成されて、さらに中学校と高等学校の先生方が授業交流をされた、こうした取り組みによって6年間を見通して指導をするという、そういう意味での重要性というのが先生方に理解をしていただけたというのが成果の一つだと思いますし。

もう1点は、「つつじヶ丘スタンダード」の活用ですとか、あるいは夏休み学習会で子どもたちが補充学習等を行うということによって学力が徐々に向上をしてきたと。リーフレットの裏面に、これは高校がメインですけれども、どんな学力にかかわって成果があったかという点については記してありますので、それもごらんをいただければというふうに思います。

それから、部活動の合同練習を行ったことによって、中学生の技術向上というのは、これはかなり目覚ましいものが見られて、とりわけ中体連も含めて各種の大会で多くの入賞者が出ております。

それから、吹奏楽部が中学校と高等学校の皆さんで合同の演奏会というものを開かれ、郡上市の全体での合同演奏会の中でもリーダー的な役割を果たしていただいたということで、地域での活動も含めた、大変そういう意味でボランティア活動につながる活動ではなかったかというふうに思っております。

また、進路について先輩から学ぶという、そういった機会が何回かありましたので、目標を持って努力をするという、そういったことについて大切さを学ぶことができたのではないかということ

を思っております。

これは、いわゆる中高一貫教育というのは両校に共通することですけれども、市内全ての先生方にかかわることなんです、小中学校の特に先生方が本当に学力をつける教育を自分たちはやっていたのかという、ある意味では見直しをしていただいたり、生き方を鍛える教育を自分たちはしていたのかということについての見直しをしていただいたということについても、これも成果の内容として大きなものがあるのではないかというふうに思っておりますし、保護者の皆様方にとりましては、子どもたちの成長を長い目で見ていくといったことで、中学校と高校のいわば6年間の成長を見るという点でも、これも成果と言えるのではないかというふうに捉えております。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。今、教育長さんのほうからお話をいただきました。連携型の中高一貫教育ということで、連携でありますので、学校、PTA、また地域の方々と初め、教育長のお話では教師の先生方の連携もとりながらやっていただいておりますということで、私も安心しておるところでございます。

やはり中高の一貫教育、また、学校との連携、当初の目標を推進していることは本当に今後につながるのだと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、多くの交流教育を行い、勉強はもちろんですが、いずれにしても社会に出たときに、また人間として子どもたちが次世代を担う生徒として希望ある教育であると固く信じたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

授業の交流、また部活動の交流その他多くの交流授業を進めることは、まさに郡上を支える生徒の育成にとって必要なことであると思っております。

私も、昨年でしたけれども、ただいま教育長が申しあげました部活動の交流、吹奏楽部の合同演奏会を見学し、拝聴させていただきました。さすが迫力があり、素晴らしい演奏でありましたが、私はその中で中高生が一つになり、舞台いっぱいの生徒が一生懸命演奏し、素晴らしい吹奏楽を聞かせてくれたことに感動を感じた次第であります。

こういった実績を踏まえ、私の前回の質問の中で教育長は、ただいまも言っていただきましたが、6年間を見通した指導で学力の向上を図ることを目標にしたいと述べていましたが、この連携型の中高一貫教育について、今後の方向性について、教育長にお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 今御質問にありましたけれども、6年間を見通すということですので、3年でやめるということではなくて、これからも継続をしていただきたいというふうに思っておりますし、県の教育委員会との協議の中でもそういった方向で今後もこの連携型の中高一貫教育の実践

を進めていくことになろうかと思えます。

その際に、まだ幾つかの課題が残っておりますが、一つは、6年間を見通した指導とは言いながらも、まだ十分に6年間を見通した指導計画そのものの作成とか改善というところまでにはまだ至っておりませんし、「つつじヶ丘スタンダード」もまだまだ改善の余地があるということを聞いております。そういう意味で、一貫した指導のためにも指導計画の整備等が今後は一つ必要になってくるというふうに思います。

それから、もう一つは、交流活動は行事を中心とした活動については充実はしておりますけれども、日常の交流活動というところについては、まだ課題が残っているように思いますので、部活動の練習も含めて引き続き日常的な交流がさらにうまくいくようにということも今後の課題として捉えております。

また、これは両校のみならず他の学校にも大きくかかわることですけれども、将来を見通した生活や学習をするということが学習の意欲を高めるということになりますので、市の教育委員会としては6年間を見通した進路指導等を視野に入れまして、キャリア教育の視点ということから暮らしのカリキュラムづくりに取り組んでいきたいと。これは、両校の成果を市全体に広げるといった意味合いとして取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、中高一貫教育の評価会のときに委員の中から御意見が出たんですけども、なかなか中高一貫教育について具体的な内容が伝わらないというお話がありました。こうしたリーフレットも作成がしてあるわけですけども、こういったものについての広報活動が十分にできていないというふうに私たちも捉えておりますので、今後はできるだけ両校の取り組みを市内全体に広げていくように力を入れていきたいというふうに思っております。

そういう意味で連携型の中高一貫教育は、両校のみならず市内全体の学校へ広げていくことと、市民の皆さんに理解をしていただくということで、さらに充実を図っていただければ私たちとしても大変うれしく思っております。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。ただいまリーフレットについてもお話をいただきました。私は、このリーフレットを見させていただき、保護者、学校評議員の方々が述べられているところがあります。まさにこれは我々の代表としておられる方々が評価をしておる、そういったことに深い関心を抱いておるところでございます。こういった形でいい方向へ進むようお願いをしたいと思います。

また、大学の試験等においても、有名な大学にも進学をしたというようなこともお聞きしておりますので、今後そういった実績を踏まえて、次につながる中高一貫校の教育を進めていただきたい

と、そう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、介護支援ボランティア制度について質問をいたします。

御存じのとおり、同制度は、厚生労働省の認可を受けた有償ボランティア制度であります。2007年5月に導入が決定され、同年9月より運用が開始された制度であります。地方自治体が介護支援にかかわるボランティア活動を行った高齢者に対して、実績に応じて換金可能なポイントを付与する制度であり、この制度を最初に採用したのは、皆さんも御存じのとおり東京都稲城市であります。その後、全国的に広がり、昨年11月現在、全国75市区町村が同様の制度を設け、近隣では美濃加茂市さんが設置し、市民に広がりを見せて成果を上げておると聞いております。

今現在、団塊の世代700万人とか800万人とも言われておりますが、職場を退職され、労働力不足が懸念される一方、第二の人生に関するビジネスを考えている人もいるでしょうが、今まで一線働いてきた経緯からするとまだまだ若く体も健康でと思ったとき、社会に貢献することも多くあると考えます。

こうした意味の中で、この制度は、社会参加に生きがいを感じ、健康を維持してもらうのが狙いであり、また、みずからが要介護状態になるのを防ぎ、介護給付費の抑制につながるということでもあります。

こうしたことを踏まえ、市において、ボランティア登録、活動をしている方々が多く見えます。平成22年6月定例会一般質問において、田代議員が質問をしています。その答弁で健康福祉部長は、生きがい健康づくりの生活活動に取り組んでいる、シニアの皆さんには自主的な活動を支援し、介護支援に係るボランティア等の研修会を実施し、活動者を支援していきたいと答えられております。こういったことを踏まえ、市として把握している高齢者ボランティアの取り組み、市の介護予防事業、また、新年度の新規事業の中に、こういった高齢者に対する事業等々ありましたら、健康福祉部長にお答えをいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、ただいま介護支援ボランティアの関係での御質問でございました。

今、議員がお話しされましたように、ボランティアという概念で言うと、自発的にボランティアをするのと、この介護支援ボランティアというのは若干意図的なところで、今言われたように高齢者の介護予防を含めた形での制度上やっていくというようなところが若干あるものですから、ボランティアとひとくくりで言葉で結んでいいかどうかちょっと疑問には感じるところでございますけれども、今お話がありました介護ボランティア制度の中で、22年度の一般質問でも、ただいまありました田代議員さんからもございました。その後、私のほうからは、ボランティア活動の取り組み

については基本的にはボランティアセンターというような形で社会福祉協議会のほうが地域福祉活動の一環の中でされているというお話もさせていただいたと思いますけれども。現在ちょっとお聞きをしますと、郡上市の中でいわゆるボランティアに取り組んでおられる方々、いわゆる登録者の方ですが、1,904名の方々がボランティア登録として今活動をされているということでございます。

その中で、この介護ボランティアと関係してくると思われるのは、いわゆる福祉施設でのボランティア活動をやっておられる方々については、団体で27団体で、合計482名の方が登録されているというふうに聞いております。それから、個人では23名の方が福祉施設の中で登録してボランティア活動をやっておられるということでもあります。

また、郡上市内の中の八幡地域の福祉施設にお聞きしましたら、やっぱり年間に900名近い方々が施設のほうへ来られてボランティア活動をしておられるというふうに言われておりますし、それから、郡上市の偕楽園のほうでも年間に700名近い方々、それぞれ延べでありますけれども、来てボランティア活動をしていただいております。

その中でちょっとお話を聞きますと、やはり福祉施設でのボランティアをされる方は結構年齢層が、大変失礼でありますけれども、60歳以上の方が郡上市の方々は多いということで、中学生や高校生の皆さんもボランティア活動はされておりますけれども、そういう福祉施設等への訪問でのボランティア活動については年齢層の方が多いということで、自然とこういう制度がなくても大勢の方がかかわっていただいておりますということはあるのではないかなというふうに思っております。

それから、高齢者が高齢者を支えるということになりますので、以前にもお話ししましたようにシニアクラブの方々が、県の事業、市の事業を含めて生きがいとか健康づくり、年間約延べでは6,500名の方々がみずからの健康づくりということで努めておられます。

それから、市のほうの介護予防でもさまざまな事業をさせていただいております。運動教室であったり、自主運動教室であったり、理学療法士が出かけてリハビリ等々をやらせていただいております。特に25年度の新規事業では、介護予防ということでは口腔機能の向上というようなことに関する研修をやっていきたいということで、郡上市内で7カ所ほどでありますけれども、口腔ケアに関するお口いきいき講座というものを今年度は取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、もう一つであります、ノルディックウォークということで、郡上市内では大変盛んであるということで、高齢者の方の筋肉の維持でありますとか向上ということで、既に社会教育のほうでは取り組んでおられるようでもありますけれども、シニアを中心に健康福祉部のほうではノルディックウォークの実技講習会のほうも健康福祉部としてもそのことを計画しておるということでございます。

それから、もう一つでありますけれども、そういうボランティアをしていただく方を多くすると

いう意味で、24年度には福祉未来塾というものを高齢者の人の介護といたしますか、地域で支えるということやってまいりました。

このことは、その方々がまた中心になって我々の願いとしては高齢者の方々のボランティア活動につながっていく人材育成というような思いもございます。このことを継続的に25年度は卒業生の方々を含めて絵手紙というようなことで、またその事業を広く展開をしていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。介護支援ボランティアについては、市内に1,904名の方が登録しておるということでありまして、それぞれ団体また個人において実績を上げておるということであります。

私は、この4月から始まる高年齢者雇用安定法という制度が国のほうで制定されます。これは65歳雇用の義務化ということであります。順次そういった年金の関係等々があると思えますけれども、これを制定されるには2025年までかかるということでもあります。今、団塊の世代が64歳から67歳ぐらいになっておると思えますけれども、やはりそういった方々の力をかりながら、やがて来る我々の高齢化になったときのためにも、こういったボランティアを推進するのが、年をとったときに、ああ、こうしてやっていただいたな、自分がやったなということを確認できる、そういった気持ちを持たせる事業が必要ではないかなと思っております。

この介護支援ボランティア制度は、先ほども申し上げましたが、元気な高齢者が社会参加に生きがいを感じ、健康を維持し、みずからが要介護状態になるのを防ぎ、介護給付費の抑制につながるということでもあります。

東京都の稲城市においては、現在人口約8万6,000人、このうちこの制度に登録をしている方が約500人。市の報告によると退職後、自宅に引きこもりがちになる高齢者は少なくない。活動への参加者は他の高齢者と比べ要介護になりにくい傾向にあるということでもあります。

こういった点を踏まえ、全国の各市町村で増大している介護支援ボランティア制度について、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

この介護支援ボランティア制度、東京都の稲城市でこういうことが始まったというただいまの御紹介でございました。私は、先ほどからのお話で高齢者の皆さんが元気なうちにはできる限り、例えば介護を受けておられるような方々を支援するといったような形で、みずからの健康を保つと、このこと自身については全くそのとおりで、必要なことであるというふうに思っておりますが。

稲城市が始めて、もう既に5年ほどになるんですが、こうした介護活動を行うことによって、ポイント制で、最終的には年に1回現金をいただける。この制度がボランティア活動の促進ということで、いいことばかりではないのではないかというふうに思っております。5年間で全国で75市区町村がやっているということは、裏を返して言えば75市区町村しか広がらないということでもあるというふうに思っております。

先ほどのお話で、この稲城市が八万五、六千の人口で、ただし、ここは郡上と違いまして、その65歳以上の高齢人口の比率が17%ほどということで、まさに郡上の半分ぐらいの、ここは多摩ニュータウンのある、そういう非常に都市生活者の地域でございます。多分お互いに現役のころはほとんど知り合わないというような形の所であり、そこでちょうど1万5,000人の高齢者の中で、こういう制度を活用して約500人のボランティアが今確保されていると、こういうことでございますが。

翻って郡上市を見ても、約4万4,000人余の人口の中で、高齢化率は32.2%、お互いによく小さいときから知り合っている、シニアクラブの活動も盛んであるというところで、既にこうした特別にポイント制による現金を1年に1回差しあげるといったような制度がなくても、先ほど布田部長が説明をしたように、例えば大変なボランティア活動というものがなされていて、ほとんどこれを比較いたしますと、1万5,000人の高齢者の中で500人のそういうボランティア活動があるというのは大体3.3%ぐらいの比率になるわけですが、ちょうど郡上市も約1万5,000人の高齢者があって、先ほど既に紹介されたように、約それと同じ匹敵するボランティア登録者があって、それぞれの活動をしておられるというわけでございます。

それで、こういうボランティアの有償制度というものを仮に始めるとすると、今まで全く無償ということで生きがいを持ってやっていらっしゃった方がどのように感じられるかということも一つは大事だろうと思います。それはありがたいと、そういうものがあればますます励みがつくという人もいらっしゃるでしょうし、自分はそんな気持ちでやっているわけではないとおっしゃる方もあるかもしれない。ということで、なかなかこれは難しい問題です。

したがって、こうした制度を考える場合には現に活発にボランティア活動をやっていらっしゃる方々、あるいは今は何らかの形でやっていないけども仮にそういう制度があれば私はやるという人もいらっしゃるかもしれない。そういうところをやはり考えてやる必要があると思いますが、郡上市のただ現在のボランティア活動の実態は既に特別にそうしたポイント制度とかというようなものを持ち込まなくても、既に稲城市の活動の水準にはもういつているという状態ではないかと思えます。

今後、先ほど前段でも申し上げましたけれども、こうした活動を続けることには全く異論はございませんので、高齢者の皆さんとよく、既にやってらっしゃる方、あるいはまだやっておられない方、そうした方々の意見をよく聞いて、今後の対応をしまいたいというふうに思っております。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。介護支援ボランティア、なかなかこのことは難しいことであるなことを考えております。けれども、高齢者がふえていく中でこういった方々も必要でありますし、また我々も年をとったときにそういった方々に世話にならなければならない、そういったことを思っておりますので、市としてもそういった方向に力を入れていっていただきたいと思っております。

私は、先般、小笠原文雄先生という、この方は日本在宅ホスピス協会の会長さんでありまして、岐阜市の加納村松町に小笠原医院を開いておられる方で、ひとりで家で死ぬますかという本を読ませていただきました。まさにこれは死生観のことでありまして、やはり死がわからなくては生きていけない、そういった意味ではないかなということを思ったときに、生きていく中でやはりこういったボランティアの制度とか、また、市の事業等々、高齢者に与える影響は大きいのではないかなと思っております。

先ほど、11番議員の質問におきましても、買い物の支援事業等々お話がありましたけれども、やはりこういった事業とか制度があることによって自分は世話にならなくても生きていけるという、そういう生きる道をつくっていくのも一つの制度ではないかなってなことを思っておりますので、市長も首長として高齢者に安心感を与えられる福祉対策を講じていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（清水敏夫君） 以上で、尾村忠雄君の質問を終わります。

◇ 武 藤 忠 樹 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、13番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 失礼いたします。ただいま、議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行ってまいります。今回、私にはめずらしくたくさんの質問を用意しておりますので、簡潔な御答弁をよろしくお願いいたします。

まず最初に、異業種交流についてであります。

ことしも1月10日でしたか、商工会主催で異業種交流会が開催されました。このとき、最初に講演会があったわけですがけれども、この講演会するときにはかなりの各種の団体から本当に多くの方がこの講演会に参加されてみえたように記憶しております。しかし、その後、第2部の名刺交換会になったときには、えっと思うくらい人が減って見えまして、ああ、講演会だけにみえたのかなとい

う思いをさせていただきました。

私は何回もこの異業種交流会に参加させていただくわけですが、この異業種交流会は非常に大切な会でありまして、この会が商工会の単なる新年互礼会みたいな形になることに非常に危惧を抱いております。どうかこの、商工会主催ではありますけれども、市内の各団体を巻き込んだような、そんな異業種交流会になってほしいと願っておりますけれども、商工会長に聞けば一番いいんですけれども、監督部署であります商工観光部長に御答弁、御所見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） この郡上市商工会が主催をします新年異業種交流会でございますが、ことしで4回目開催されてきております。

この交流会は、商工会が合併したそのスケールメリットを活かすために始まったものでございまして、ふだんはなかなか接点のない異なる業種あるいは年代の会員の方々が交流をすることによってお互いの親睦とか、あるいは自分の経営のプラス、あるいはひいては市内の商工業のそうした活性化というようなことを図るというような意味合いを含めてやられておるところでございます。

議員各位も、また市の幹部も招待を受けて出席をさせていただいておりますが、それぞれどのようにお感じになりましたでしょうか。結構有意義なそうした交流が行われているように私はお見受けをしまして、中には結構踏み込んだ情報交換とか、また商談等も進められているというようなそうした光景も拝見をいたしまして、そこにこの交流会の意義とか、そうした成果も感じてきたところでございます。

（13番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。そうですね、私も非常にこの会の意義を感じているんですけれども、これが先ほど言いましたように商工会の中だけで終わってほしくないなど。私自身、私たち議員も招待を受けておるんですけれども、恐らく部長さん方がどっだけ出席されているかはわかりませんが、前から言っています農商工の連携とかいろんなことを考えますと、せめて農林水産部長とか、健康福祉部長、建設部長とか、そういった市のいろんな部長さんもこの会に参加されて、市内の商工業ももちろんですけども、いろんな業種の方と交流が図っていただけたらと思うんですが、どうですか。代表して農林水産部長さん、御答弁いただけますか。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 代表してということでございますので。残念ながらこの異業種交流会、私もまだ参加させていただいておりません。そういったところでございますが、異業種交流会

に参加をいたしまして、今ほど言われましたように異業種の方と交流を持つことによって、例えば私の場合ですと、農林水産部関係の例えば農林水産物であったり、そういった物が販路拡大であったり、生産拡大といったようなことにつながればやっぱり有効なことだというふうに考えております。

今後の異業種交流会の内容にもよりますけれども、今後、商工会とか商工観光部とか相談しながら検討させてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(13番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 前向きに御答弁いただきまして、ありがとうございます。これは農林水産部長さんを代表にと言いましたが、例えば介護の関係も商工会とも関係あります。また、建設業とかそういった関係でも建設部長さんもこういったことにはぜひとも機会があったら参加していただいて、いろんな商工会とのいろんな異業種との交流を図っていただきたいと思っております。

そういった異業種交流ということを、この市内に根づかせるために一つの提案ですけれども、市長をトップにした各種団体のトップと一堂に会していただきまして、世界で言えばサミットです。郡上サミットみたいなものを開催していただいて、そこでまたトップの方々が集まって一つの郡上市の未来に向けた意見発表をすとか、メッセージを発していくとか、そんなことができたかなと思うんですが、非常にこんな声明を発表するなんてことまではできないかもしれませんが、せめてそういった形で異業種交流の一つの先駆的なことをやってるんだということ市内にアピールしてほしいような気がしますけれども、これにつきましても、これは市長公室長でよろしいですか、御所見を伺いたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、代表にはならんかと思っておりますけれども、お答えをさせていただきます。

まず、一つは、行政を運営します、その中で非常に大事なのがやっぱり議会ということでございますので、そういう意味で今御発言されているのではないとは思いますが、市議会、そして自治会、あるいはそうした市民の皆様の声を大いに聞いていくという機会を日ごろから持たせていただいております。

例えて言いますと、市のほうでは例えば総合計画におきましても、あるいは行政改革におきましても、今取り組んでおります住民自治の懇話会がございますが、それは各界各層、それから男女、地域、年齢と、そういうものが幅広くわたるような形で御参加をいただきながら、ある一つの会の目的においてやってきておるわけでありまして、まずそうした場を持たせていただいておりますということが一つであります。

それから、市長はいろいろな機会に公聴の場に出かけられますので、そういう機会があります。そして、特に市民団体の中では、活性化協議会があります。郡上の地域活性化協議会というのがございまして、これはまさに商工会、観光連盟、建設業協会、森林組合、農業協同組合、信用組合、そうしたさまざまな団体の方がお集まりになって、みずから考え、またみずから行動されるという会があります。そういうふうな機会も我々としては十分捉えながら、今御指摘のような形で、市政が皆さんの参加のもとに進むと、そういう取り組みを位置づけていきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、その御趣旨に合うかわかりませんが、八日会という会がございまして。これは偶数月の8日の日に開催をしておりますが、市内各種団体のトップの方が、これは全部で八日会は現在35団体の代表の方がお集まりになられまして、8日の日の一つはお昼どきに昼食をともにされながら、それぞれの情報交換といいますか、そういう機会を持たれるようにされております。

また、白鳥地域においても、近年十日会ということで、こうした類似の会を開かれております。

また、行政の各場面がありますので、行政の各団体でいきますと、行政懇談会というのがございまして。それぞれ市長は必要に応じて出席をさせていただいておりますが、そこが何かの課題の議論をして、声明といいますか、何かということになりますと、それは一つの目的を持った会員という形で開かせていただく中で、そのことを深くし詰めていくという場面になるのではないかと思いますけれども、またこうした会の運営についてもいろいろと御指導いただきながら機会を持っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(13番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。何でこんなことを言い出したかといいますと、実は昨年の衆議院の選挙とか、知事さんの選挙の折に各種団体の方と選挙事務所で会うわけです。いろいろ議論する中で、これがここに市長も見えて、一緒に郡上市のことについて話し合う機会ができたらいいなと思って、そんな思いもありました。

そう思いますと、昨年市長さんも選挙をやられて、市長さんの恐らく推薦団体に皆さんなってみえると思いますので、その推薦団体の方々と一堂に会して、郡上市の未来について1年に一遍ぐらい本当に大真面目に相談をしていただく機会があれば、もっと各種団体の方も市政にも協力的、そういう言い方は悪いかもしれませんが、もう少し取り組んでいけるんじゃないかなという思いがしましたので、こういったことを提案させていただきました。市長さん、もし御所見があればちょっと、はい。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 先ほど田中市長公室長がお話しましたように、例えば市内のいろんな関連の団体のトップが、いわば情報交換という意味でお会いをする会は八日会とか十日会とかという形で

ございます。

しかし、恐らく武藤議員が提案しておられるのは郡上市の重要課題とか、そういったものについて幅広く、真剣に議論をするという場が必要ではないかということでございます。私もそのようなことの必要は痛感しておりますので、別に選挙のときに推薦していただいた方とか団体とかということにかかわらず、ひとつ郡上市の中で、いろんな分野で活動を担っておられる方々といろいろなテーマをめぐって、忌憚のない話し合いができるような場を今後できるだけ持ってまいりたいというふうに思っておりますが、その一つの手始めとして今回予算化をさせていただいた中小企業振興検討会議と、こういったものにはできるだけ幅広い関係の皆様が集まっていただき、消費者の立場、あるいは生産者の立場等々、行政機関の立場、いろんな立場があると思いますが、そうした方々に議論をしてもらうような場を設けたいというふうに思っております。

(13番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。ぜひとも実現していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。次は、大型店舗への対策であります。

これ書類を添付しておきましたけれども、かつて郡上市内に大型店舗が進出した折に市長名、それから連合自治会長、それから地域活性化協議会長と商工会長、この連名で要望書を出されたことがあると思います。私も当時は産業建設常任委員会におりましたので、出されたことは聞きましたが、それがその後どうなったのか、その後の回答もいただいてませんし、またその後、郡上市内に大型店舗が数多く進出しておりますが、その折にも同じような要望書を出されたことがあったのか、またそれに対する回答があったのかなかったのか、うわさによりますと、門前払いを食らったとかといううわさも出てますが、その辺のところをちょっとお伝え願いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 近年郡上市内で大規模な店舗の進出が進んでおりまして、こうした大型店舗に対して要望活動をこれまで行ってきております。平成23年7月の大型ドラッグストアの出店を皮切りにそうした同様の系列店とか、また大型の電気量販店等に対して、そうしたものの進出に対して郡上市は商工会などと連携をしまして要望書の提出をしてきております。

また、中には、直接にお会いをしていろいろと交渉と申しますか、要望を話し合ってきた、そうした例もございます。中には、面談を全く拒否をされた、それでこちらからそうした要望書をお送りしたというような例もございます。こうした活動をその後も続けておりまして、今後もそうした

進出に応じて要望活動は続けていきたいと思っておりますし、また既存の進出店に対しては、そうした要望事項がどのように進められているのかは、また側面的にずっと経過を見ながら、必要なことがあれば動きたいと思っております。

そうした要望活動のほかに、最初に進出のそうした届け出が県に出た場合には地元の説明会というのもありますし、それから地元の自治体の意見を提出するというような形もございますので、そうした機会にはこちらとしての必要な意見を常に毎回出させていただいておるところでございます。

(13番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。この大型小売店舗の進出といったことは、非常にいろんな問題だと思っておりますけれども、私自身は、この郡上市にとって必ずしもマイナスだけではないのではないかと思っております。消費者の問題、またそれから暮らしやすさの問題とか、いろんなことも含めて、商工会の御意見もわかります。私、今のどこかの市で大型工場が突然なくなってしまったという話も聞いておりますけれども、要するに私はここへの依存度が、どれだけ郡上市が依存度を持つてるかということが非常に大切なことであって、その依存度が余りにも大き過ぎると、そこが撤退したときとか、いろんなことで問題が起きてくるんじゃないかなと思っておりますが、そんなことも含めて、要望書が出されておると思うんですが、その要望書を出しても、もし回答がとか、効果が得られないこともあると思うんですが、私は、そういう場合には郡上市としてある程度行動を起こさなきゃならないんじゃないかなと思っております。

その中で、先日郡上市大型小売店地域貢献ガイドライン制定に対する要望といったものが商工会の会長の名で出ていますが、これについて市としてはどういう取り扱いをしてみえるのか、その点についてお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 商工会から市に対して、そのガイドラインの設置ということについての要望は受けております。このことにつきましてはいろんな側面もございますが、1つは、そうした商業者の保護、支援という、そうした面がございますが、そのことだけにとどまらず、幅広い側面から既存店のこと、あるいは商店街の活性化のこと、それから消費者の意識や動向のこと、また中小企業全般のそうした振興のことなど総合的に議論をした上で、今後の方向性というのを各方面の皆さんで考えていけたらいいということをおもっております。この25年度は、先ほども市長申しましたが、仮称ですが、中小企業の振興検討会議というのをぜひ立ち上げて、各方面の皆さんの参加をいただいて、そうした議論を深めていきたいということで、今準備を進めておるところでございますので、よろしくをお願いします。

(13番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ぜひともよろしく願いいたします。商工会にとっては死活問題ということもよくわかります。

ただ、郡上市としてはそういった消費者のことも考え、いろんな面で大型小売店への対応をしていただきたいと思いますが、先日、私自身の住んでるところは相生なんですが、子たちと話をしたときに、今ちょうど大和にあります大型店の話が出まして、関市の板取から物すごく郡上市へ買い物に見えてるんだよという話で、一つの交通網としてタラガトンネル通って、寺坂トンネル通ってという形で、大和へ板取の方が、買い物に来てみえるような話もしてみえました。

それからまた、今まで市外へ買い物に行かれた方も市内での大型店を使ってみえるということもありまして、いろんな面で画一的な、単一的な見方でなしに、大きな目でこの問題には取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次ですが、これは凌霜隊の話です。

この「八重の桜」、これはことしのNHKの大河ドラマでありますけれども、この大河ドラマ「八重の桜」は、舞台は会津でありまして、会津の女性の話なんですが、実は郡上には凌霜隊という隊があります。このことを郡上の方がどれほど知ってみえるのかなというのを私自身も疑問に思っております。

この会津の戦争の折に郡上から凌霜隊として隊を組んで、籠城までして戦った朝比奈茂吉という方を隊長とした凌霜隊について、NHKが大河ドラマの「八重の桜」をやっているこのいい機会にぜひとも郡上市民に凌霜隊といった存在を周知してほしいと思うんですが、それについての、これは市長公室長、教育長、どちらですか、両方、なら御答弁をお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） NHKに取り上げていただくという面と、また市民の皆さんにこういう機会に凌霜隊を知っていただくという、そういうふうないろんな形の取り組みがあるんだというふうに思いますが、1つは、大河ドラマ「八重の桜」が会津での戊辰戦争という場面が出てくるという形で、25年度のドラマに決定したというのは、今から2年ほど前に我々も情報としてはキャッチをしております、これにつきましてさまざまな方から早目な取り組みがあるといいのではないかとというような御提案もいただいておりますので、これにつきましては一昨年の7月に、ちょうど私は2回ほどお邪魔しましたけれども、当時のNHKの岐阜放送局の局長室へお邪魔をしまして、観光課の職員と一緒にたくさん、このくらいの資料を持っていきまして、そしてちょうどその前の年に郡上藩凌霜隊140年記念事業というのがありましたので、こんなことも実は郡上ではしたんだよということと、それからこういうふうな記録誌をお見せしながら、戦記と言いますのは「心苦雑記」、矢野原与七さんのその従軍のさまざまな大変な場面、そういうものも抜粋をして御説明を

したりしてきましたし、それからいろいろな形で、今日においても会津若松との交流があって、ライオンズクラブの皆さんなどは姉妹提携とかいう活動もしてみえと、こんなようなことのお話をしまして、1年半以上前に既に何とかいろんな場面で取り上げていただきたいというふうな資料のお渡しをして要請をしてきたと、こういうことがございます。

その後もなかなか難しいというふうな情報もありましたので、昨年度に入りましてからは、その前の平成18年に実は一豊の妻、千代様を題材とした「功名が辻」で、郡上の関係が非常にございまして、皆さんいろいろな運動をしてございましたが、あのときにお世話になりましたプロデューサーを通じて、今回のプロデューサーの方を紹介していただきまして、その方に直接いろいろな交渉をさせていただくというふうな取り組みをしてきたわけでありまして。

何度か取り組みの中には、日置市長がみずから直筆の7ページにわたる手紙を書かれまして、非常に懇切丁寧に、どういうことが大事で、ぜひそれが今回の「八重の桜」の中でも非常に取り上げていただくことが我々としては大事ではないかというふうな訴えを直接このプロデューサーに対してもやってきたというふうな経緯がございます。現在のところ始まっております。もう既に3月になりますが、なかなか難しいものがあるんだというふうに初めから聞いていたようなことではございませんが、何とか夢を持っております。

それから、最後にミニ紀行というのがありますので、ああいう場面でも郡上からはるばる出かけて、非常に苦勞をしたという郡上藩凌霜隊の御紹介をしてほしいというふうなお願いをしておるということが一つであります。

それから、市民の皆様に対しましては、まさに140年の記念事業というのは、関係の方がお集まりになり、あるいは供養を皆さんでしたり、あるいは記念講演、あるいは記念誌の発行というような形で、広くそうしたものを市民の皆さんに記録として残し、また皆さんに知っていただき、後世に残していこうという運動をしたこととございます。

それから、昨年ですけれども、これ教育委員会で所管をされておりますが、ちょうどこれは郡上学総合講座の去年の第5回目には凌霜隊が取り上げられまして、朝比奈茂吉隊長の御子孫がお越しになって、郡上学での講演があったようなこととございます。いろんな取り組みをさせていただいておりますが、まだまだ十分でないということは思いますので、ちょうど自分も見ておまして、非常にのめり込んでおりますが、「八重の桜」、これが6月ごろに多分あそこの籠城戦になっていくのではないかと思いますけれども、その6月後ぐらいをめぐってして広報の中で、あの「八重の桜」の中で実は郡上の皆さんが苦勞されたという凌霜隊の歴史があるんだと、こんなようなことを何かの形で広報等でお知らせができないかというようなことを今検討をさせていただいております。よろしくお願いたします。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、学校教育を中心にして凌霜隊についての現状についてお答えをしたいと思いますけれども、郡上市の教育方針の中に「凌霜の心で拓く明日の郡上」というふうに示しておりますし、毎年の方針と重点の中で、「おかげさまで」、それから「まめで、何くそ、おかげさま」という言葉も使っておりますから、凌霜という言葉については比較的広がってきているのではないかと思います。

また、中学校3年生の卒業時に凌霜賞というものを教育委員会で設けております。そこで、努力した生徒に対して凌霜賞を渡すということをしておりますから、凌霜という言葉については徐々に広がっているというふうに思います。

ただ、凌霜という言葉の意味、あるいは凌霜隊がどのような経緯で結成をされて、そして凌霜隊士がどのような生き方をしたということについては十分な理解を得られていないということは正直なところで、それで学校教育の中で、明治維新の中で凌霜隊を扱うということは難しいことではないんですけども、時間数の関係でそれは不可能ですので、こういうこれは十数年前につくった「ふるさとを行く」という郡上市の歴史の本ですが、この中に「新しい世の中と凌霜隊」ということで、凌霜隊について比較的わかりやすく整理をしておりますから、こういったものは各学校の図書館にありますので、ぜひ子どもたちにも活用して理解をしてほしいというふうに思っております。

また、郡上かるたの中に「凌霜隊士 戊辰をかける」という言葉があります。小学生の1年生も凌霜という言葉を使っておりますので、その子たちはちょっと難しいんですけども、今かるたの副読本を作成中です。凌霜隊については、これだけのページを使って説明をしておりますので、これが来年度早々にはどの子にも手に渡るように今進めております。ですから、こういったものを使いながら幅広く凌霜隊について、少なくとも知識を得ていただきたいというふうに思っておりますので、こういったものも活用していきたいというふうに思ってます。

（13番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。これは郡上市民、小学生も中学生もそうなんですけど、郡上市民も我々の歴史である凌霜隊については、ぜひとも知識を得ておっていただきたいと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（清水敏夫君） 以上で武藤忠樹君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。2時30分まで休憩いたします。2時30分開会予定でお願いいたします。

（午後 2時12分）

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時29分）

◇ 田代はつ江君

○議長（清水敏夫君） それでは、一般質問を続行いたします。

4番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 3月11日で東北大震災より2年がたちました。もう2年、まだ2年、2つの言葉は、それぞれ大きな意味を含んでいると思います。今後とも風化させず、支援をしていかななくてはならないと決意いたしました。

それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。今回たくさんの質問項目を用意させていただきましたが、幾つかが昨年、一昨年に質問をさせていただいたものばかりですので、その後についての答弁を簡潔にお聞かせいただきたいと思いますし、また順序なんですけども、ちょっと変えさせていただきます、というのは、後ほどに同じような質問を用意してみえる方がありますので、時間がなくなった場合にいいかなと思ひまして、最初に2番、3番をやらせていただきまして、そして最後に1番をやらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、郡上市職員の人材育成についてということで質問をさせていただきます。

2013年所信に当たり、恒例の市長の一字が1月8日の中日新聞に他市の市長さんたちとともに、大きく掲載されました。日置市長はことし、「樹」という一字を力強くお書きになってみえました。内容の質の高さに感銘を受けるとともに、市民として誇りを感じたのは私だけではないと思います。読書家で有名な日置市長は、博学者でもあります。「樹」に込められた内容については新聞にも掲載され、皆様も記憶に新しいことと思いますが、改めてその内容を御紹介すれば、古代中国の思想書である漢詩から引用されたものであり、その意味は、穀物は1年で収穫でき、その年にすぐに恩恵をもたらす。「樹」は育成するのに10年の長きを要するが、その後、それ以上に長く実を結ぶ。人は人生をもって成長するが、その価値ははかり知れないということであり、これを受けて郡上市の人材育成に重きを置きたいとの市長の決意をこの樹の一字に込められたものであり、非常に重く受けとめさせていただきました。

そこで、質問ですが、人口の高齢化もさることながら、郡上市職員も明らかに年齢の高い職員層が多い逆ピラミッドの状況にあると思います。武田節の中に、「人は石垣 人は城」という一節があります。財政の立て直し以上に職員の人材育成と理想の職員構成とすることは不可欠だと思います。一般行政職についてどんな年齢構成にあるのか、そして5年、10年先等を見据えた場合、人材

育成の観点においてはどのような課題があるかとお考えでしょうか、質問させていただきます。

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ただいま冒頭、毎年書いております中濃4市の市長のことしの一字というものを取り上げて御質問をいただきました。ことし私は、先ほども話ありましたように「樹木」の「樹」、「樹」という字を書いたんですが、これは植えるとか、立てるとかというふうに読むそうでございまして、人を植えるというのは、人材を育てることだというようなことで、それに関連して、ぜひ郡上市も人材を育てていきたいという思いを語りました。この人材を育てるという意味は、先ほどからお話ございました単に市役所の人材というだけでなしに、郡上市の次世代を担う人材、人をぜひとも育てていくという大きな課題とともに、それからもちろんもう一つは、市政を担う人材の育成ということも念頭にあって、そんなコメントをさせていただいた次第であります。

そこで、郡上市の現在の職員の年齢別の人口構成の御質問がございましたが、今郡上市のいわゆる行政職給料表という給料表を適応されてる一般事務、あるいは行政保健師、消防職等を含む職員の数、平成24年、昨年4月1日現在で638人おりますが、その中で一番、10歳刻みにして申し上げますと、定年前の50歳以上の方が243人で38.1%、それから40歳代が151人で23.7%、そして30歳代が189人で29.6%、そして20歳代以下、20歳代とあと18歳、19歳、この年齢層を入れまして55人で8.6%ということでございます。

したがって、年齢層別に見ますと、50代とか、30代のところに年齢階層別の人口ピラミッドを書きますと、山が来ておりますが、圧倒的に合併以来10年間採用を控えてきたことによる若い職員層が非常に少ないということは、紛れもない事実でございます。

そういうことから、したがって、50歳代が一応約4割いるということは、これからの10年にその年齢層が抜けていくと、一応60歳定年で、あと65歳までどうするかという課題はありますが、ということになりますと、市役所の公務を担ってくれる人たちの年齢構成というのは、非常に現在の若い世代が非常に少ないということで、それは大丈夫かという懸念があるということでございます。ただし、これまでも申し上げますように、郡上市の職員としては総体的に定員の削減をしていくという、この課題も、命題も守っていかなければいけないということになります。

したがって、職員のこういう年齢構成の問題に対しては毎年毎年の退職者数、これまで一般の事務職等々の行政職については3人退職なされば、そのうちの1人を補充するという形で、3分の1を補充するという方式を一つの原則としてやってきました。この原則はなかなか財政の問題等も考えると、そう簡単には緩和することはなかなか難しいというふうに思っております、しかしながら、こういう年齢層の、特に若い層の年齢構成をできるだけなだらかなものといえますか、そういうふうにするためにはいろいろなことを考えなければいけないと思いますが、その一つは、これか

ら数年ぐらいの大体退職者を見込んで、ある年には多少退職者の3分の1とかというような数字よりやや多目にとって、そのかわり多く退職されるときは、それより少な目にとるとかという少し年度間調整をするということが一つございます。

それから、もう一つは、この年齢層で並べると、非常に若いところが少なく、それがだんだん年とってきますと、やや職員層の薄いところがあるんですが、新規採用をするときの年齢要件を現在この一般行政職等については30歳までというふうにしております。

したがって、これまでちょっと足りていなかったところの年齢層、29歳とか27歳とかいったような層の中にも面接試験等の結果、非常に優秀な人材がおられるということであれば、そういう層がある程度見ていくと、全く毎年二十二、三とかというような大学新卒生というような年齢の人はばかりをとるということでなくてとっていくというようなことも考えていきたいというふうに思っています。今看護師さんについては35歳までということで、一応正規の職員の募集をしております。

そういったことも踏まえながら、これからできるだけ年齢層の数に偏りがないようにしていきたいというふうに思っていますが、少なくとも18歳から59歳までという、年齢1歳刻みにしますと、42段階あるというふうに考えられます。それと、将来の郡上市職員の総数を大体平成31年ぐらいに仮に500人ぐらいとしますと、500人を42の年齢区分で割ってみると、1年に十一、二人の数が要るところが大体平均化された数だということになりますので、そんなところも目安にしながら、できるだけ年度間の調整をしながら、職員の採用も考えていきたいというふうに考えております。

(4番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 今市長にお答えいただきまして、定員削減と、それから採用を控えるということが大変微妙に難しいところだということがよくわかりました。

もう一つ、お聞きしたいと思ってたことがあるんですけども、ただいま市長さんが答えられたことと大体重複すると思いますけども、もしそのほかにありましたらお伺いしたいと思います。

ただいま市長の職員の年齢構成をお聞かせいただき、また課題についてもるるお答えいただきましたが、市行政の将来を考えると、若い職員の計画的採用と育成は是が非でも必要と考えますし、定員の適正化の名のもとにその採用を少数に控えることは、郡上市の未来に多大な損失を及ぼすのではと懸念します。市長のお考えと、また具体的な対策についてお聞かせいただきたいと思っております。重複するかもしれません。済みません。

○議長(清水敏夫君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) その年齢別の数の問題については、今お答えしたとおりであります。それで、もう一つ、私が先ほど御紹介いただいた人を植えるという、人材育成ということを考えたときは、必ずしも若い職員のことばかりが念頭にあったわけではなくて、郡上市のこれからの行政の力とい

うものを増していくためには職員も部長クラスのトップ層、そしてまたミドルの層、課長補佐とか、課長とか、そして係長とか、そしてさらに若い層というそれぞれの層がそれぞれの年齢の階層、あるいはそれぞれの組織における役割に応じた力をつけていかなければいけないという質の問題を非常に念頭に置いておまして、そういう意味で、ぜひともこれまで以上に職員研修とか、そういったことに力を入れていきたいというふうに思っております。

ちなみに、今年度、今度の4月に採用する新規の職員等については、それぞれの職場へ配属をいたしますが、そういう職場での先輩、後輩関係というようなものと、もう一つは、例えば郡上市の既に入っている職員の中で、この人に入ってきた若い人を指導させれば何らかの有益なことがあるだろうというような、そういう1対1のいろんな公私にわたって相談ができるような関係をつくるような、そういう職員のペアといいますか、そういうようなものもエルダーブラザー制度とか、お兄さん、お姉さんみたいな感じのそういうような関係の、いわばいろんな面にわたって市職員としてあるべき姿を指導してもらえそうな、そんな制度も今考えているところでございます。

(4番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。新規採用ということで、必ずしも新卒者を対象でなくて、今後はその幅も広げていかれて、優秀な人材をとということをお聞きしまして、5年、10年の先を見据えた人材育成だと思っております。ありがとうございます。

それでは、2点目のごみの減量ということについてお聞きしたいと思います。

生ごみの水切り運動の推進により、ごみの減量対策の一環として生ごみに含まれる水分の削減が必要なことから、昨年より生ごみの水切り推進運動が行われておりますが、この運動により成果があったと思われることがありましたら、まず1点教えてください。

○議長(清水敏夫君) 環境水道部長 木下好弘君。

○環境水道部長(木下好弘君) それでは、お答えをさせていただきたいと思えます。

生ごみの減量の一環といたしまして、今御紹介いただきましたように、昨年より水切りの御協力をお願いしておりますけれども、御質問の水切りのみの成果測定はなかなか困難でありますので、燃えるごみの減量が資源ごみの分別と、それから生ごみの減量を中心として進めておりますので、その状況でお答えをさせていただきますので、お願いをいたします。

減量取り組みの成果といたしまして、可燃ごみの収集分が主に家庭から出てくるものということでごございまして、郡上クリーンセンターが運転開始年度であります平成18年度が約6,591トンでございました。今年間データがあります最新のもので、平成23年度が約6,085トンでございまして。ということで約500トン、割合にしますと、約8%の減量というデータが出ております。

この間、人口につきましては約6%減少しておりますが、世帯数がほぼ横ばいとなっていること

を考えますと、燃えるごみの減量につきましてはある程度御協力をいただけてるという結果が出ているということでございますので、引き続き現在推進しております資源ごみの分別や生ごみの減量化に取り組んでいきたいと思っておりますので、お願いいたします。

(4 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4 番（田代はつ江君） まず、生ごみの水切りということは燃料も要りますし、大変なことだと思います。ある大型店のお店の方に聞いたんですけども、最近水切りネットは売れますかと聞いたら、昔は随分売れたけども、今は本当に売れなくなったと、そういう声も聞いております。昔はかつての婦人会、女性の会が水切りネットをあっせんしていたので、みんなが本当にごみ袋とともに、それをたくさん購入して、率先して使っていたんですけども、そういうこともなくなったということで、今は使われる方も少なくなったと思いますけれども、本当に生ごみの水切りというのは、本当に大切だと思いますので、今後もこの運動を進めていただきたいと思います。

それでは、2 点目の S F D システム導入についてということで、これも昨年か一昨年だと思えますけれども、質問させていただきましたけども、これはどうしても思いましたので、もう一度質問をさせていただきます。

高齢化社会に伴い紙おむつの需要がふえるとともに、その使用後のごみも増加の一途をたどっているのは周知のことではありますが、一方でペット、ここでは主に室内犬のことを指しますが、ペットを家の中で飼う家庭も随分ふえており、人間のおむつと同様の素材でつくられたトイレシートというものがかなり消費されているようです。昨年の一般質問で提案した S F D システム（おむつマジック）は、この使用後の紙おむつやペットのトイレシートが汚物つきで、ポリ袋入りのまま、いつでも、誰でも投入でき、投入後は自動的に破碎、発酵、乾燥し、排出前に滅菌処理が行われ、安全で優秀な燃料を得ることができるという、まさにおむつマジックであります。郡上市においても今後確実に加速していく高齢化によるごみの増加を展望した上で、また室内犬を飼う家庭の増加も一考し、真剣に導入を検討する価値があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 環境水道部長 木下好弘君。

○環境水道部長（木下好弘君） 御提案の使用済み紙おむつの処理機でございますけども、これで処理を行うためには、その収集方法として燃えるごみとの分別収集ということが必要になってまいります。

御提案が昨年のちょうど 3 月議会でありまして、その後検討をいろいろさせていただいてますので、その現在の状況をお答えさせていただきたいと思いますが、今申しましたステーション収集体制をとろうとしますと、現状の燃えるごみのステーション収集に要する経費でございますけれども、現在、各地域とも週 2 回の収集を年間通じて行っておりますが、これに係るコストが大体約

年間で6,000万円ほどかかっております。例えば、週1回で収集しようと思しますと、そのちょうど半分ということになりますので、新たに今の分別に加えて収集体制をつくるということはコスト面でなかなか難しいのではないかというふうには考えておりますが、そこで確かに今言われましたように、減量化には成果があると思しますので、別の側面で、現在、拠点回収の方法を検討していきたいというふうには考えておまして、昨年まず家庭からの排出量というのはなかなかつかみづらうございますので、市内の介護関係施設に聞き取り調査を行っております。

その状況をお答えいたしますと、市内の介護施設、病院等の事業所でございますが、25施設で年間約総量で400トンぐらいはあるということでございます。単純に日平均しますと、約1,100キログラムということになりますが、この聞き取り調査は大体の袋数で聞き取りをしておるものがございますので、それを重量換算しておりますので、ちょっと精度の問題はあると思しますが、相当量はあるということでございます。

一方、この今御提案のSFDシステムでございますが、これが最大の処理機で、日に処理できる最大処理量が600キロというようなことでございますので、今の排出量の調査と、それから回収方法ということもござります。それから、その回収のコストということもござります。それから、設備に係る経費もありますし、減量に伴う削減効果等もござりますので、その辺の調査をまた引き続きさせていただきながら検討を続けたいというふうには考えておりますので、お願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） ぜひ御検討のほうをお願いしたいと思います。

それでは、1番のほうに移りたいと思しますが、まず安心・安全な学校生活の確立ということで、3点用意しました。

今回、国の補正予算並びに平成25年度当初予算に防災・安全交付金が新たに計上されました。この交付金は、社会インフラの総点検、維持補修等に使えるほか、通学路の安全対策にも支援できることになったとお聞きしています。

通学路に関しては、昨年文部科学省、国土交通省、警察庁合同で、各自治体に通学路の緊急点検の要請があり、昨年末の段階で対策箇所等を記した図面を公表した自治体が全国で782市町村あるとお聞きしました。この図表を公表した自治体が交付金を申請した場合、公表していない自治体と比べ優先的に交付されるとお聞きしました。郡上市は図表を公表されたとお聞きしましたが、公表されたところは何かを知ることができるのでしょうか。

続けて、郡上市の主な対策必要箇所及び対策内容の公表状況を教えていただき、通学路の安全確保について防災・安全交付金をどのように活用されるかお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 田代議員の通学路の安全対策でございますけれども、通学路の安全対策につきましての合同調査を昨年の7月と8月に国道事務所、県土木事務所、郡上警察署、それから郡上市では、教育委員会、総務部、建設部も参加の中で実施しております。

それで、点検箇所ですけれども、各学校から要望が教育委員会のほうに出された56カ所ございまして、その中の特に緊急性の高いというものの34カ所を点検の実施をしております。

その中で、要望の内容ですけれども、横断歩道の設置とか、歩道の新たな新設とか、多くはそういうものが多いんですけれども、中にはラインの表示をしっかりとしてほしいとか、ミラーをつけてほしいとか、歩道の防護柵がないとか、あとは側溝のふたをしてほしいといったような軽微というか、それだけ予算のかからないような箇所もございまして。

それで、その中で郡上市としては34カ所のうちの11カ所が対応する箇所ということで、それぞれ関係管理者のほうで、ほかのところは県とか国でやっていただくんですけれども、そういった中で、歩道の新設ということになりますと、当然用地の承諾等が発生しますし、事業量もかなり大きくなる箇所もございまして。

そういった箇所については、用地了解の前提ではございますけれども、それをいただければ議員が言われました防災・安全交付金という事業で対応していきたいと、それも今の対象になるということですので、この事業でのっていききたいというふうに思っております。

それから、その今の箇所とか、どういうふうな対応をしていくのかということをごとくでわかるかということですが、建設部か教育委員会のほうでその報告書は求めておりますし、その報告書の内容を昨年の12月に教育委員会のほうから各関係の小学校のほうへは報告がしてあります。

それで、その辺の場所的なこととか、どういったことで対応していくのだということの確認ということになりますと、建設部のほうか、教育委員会のほうで言っていただければまとめておりますので、わかります。

以上です。

（4番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） ありがとうございます。お金のかからない部分で、去年でしたか、事故があってから通学路の点検ということで、市民の方も全くボランティアで、朝の通学時にここから何時から何時まで、ここは車が入っていかんところやよという、そういう表示があるにもかかわらず、今までわかりにくかったところへ立ってみえて、車が来ると、ここは今通っていかん時間やと、そんなことも言われたりして、積極的にボランティアでもやってみえるそうですので、どうか通学路に関しては本当に安全を考えて対策をしていただきたいと思います。

その次に、学校給食におけるアレルギー疾患を持った子どもへの対応ということについてお聞きしたいと思います。

昨年12月に東京都内の市立小学校で、チーズなどによるアレルギーのある5年生の女子児童が給食を食べた後に死亡するという大変残念なことが起こりました。私は以前にもこの問題について一般質問をし、答弁をいただいておりますが、当時より食物アレルギーの児童生徒がふえている現状を踏まえ、学校給食での事故を防ぐための取り組み強化をしていただきたいと、再度お尋ねしたいと思います。

最初に、郡上市において食物アレルギーの子どもはどのように把握され、このような事故が起きないためにどのような取り組みがなされているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） まず最初に、現在の食物アレルギーを有している子どもたちの数ですけれども、206人ありまして、児童生徒の全体の5%に当たります。これは県とほぼ同じような割合になっているというふうに思っております。

それで、把握の仕方ですけれども、これは入学時の検査ですとか、あるいは毎年行います健康診断等で、まずは把握ができますし、それから保護者、あるいは家族の方からの聞き取りと、これは用紙による聞き取りになりますけれども、それによって把握をします。

それで、そうした把握に基づいて医療機関をお願いをして、学校生活管理指導表といったものに食物アレルギーにかかわる必要事項の記入をしていただいて、どう対応するかという具体的な内容も記入していただくわけですけれども、そういったものと含めて、大事なことは全ての教職員が、これは食物アレルギーにかかわらず、学校生活での学習や活動で、健康を守っていくためにどんなことに配慮しなければならないかということについて児童生徒の顔と、それから名前とそうした実態を知っておっていただいて、何か事があればすぐそのことに対応ができるように全校の体制で守っていくということが大事だというふうに思っておりますので、現在はそういった対応をどの学校でもとっておっていただきます。

アレルギーにかかわってはこういった学校給食による食物アレルギーマニュアルというものができておりますし、この中にもアレルギーで何らかの問題が起きたときにはどう対応すればいいかというのが流れ図でこの中に書いてありますので、こうしたマニュアルに基づいて、全ての先生方に間違いのない対応をしていただく、こういう今体制をとっております。

（「はい、わかりました」と4番議員の声あり）

（4番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） アレルギーというのは、本当に今多くなってまして、私のうちもお弁当屋

さんをやっていますので、ひしひしとを感じるんですけども、スキー教室に見える、高鷲のほうですけど、そういうところへお弁当を納めさせていただくんですけど、大体アレルギーの方が何人か見えて、そこにはそばって書いてあって、枕はオーケーと書いてありましたので、最初枕はオーケーって何のことかしらと思いましたが、そばアレルギーの方は枕までもだめという、そういう人がありまして、枕はオーケーやけども、そばは食べていけないんですよと、そういう方まで、本当に大変な今食物アレルギーが問題になっているときだなということを思いますので、どうか小学校におきましてもそういうことが、そういうふうきちんとマニュアルも勉強されて、先生たちも顔とその子のことをよく知っていただいて対応していただければ結構ですけども、事故が起こらないようをお願いしたいと思います。

続きまして、アレルギーのことなんですけども、この女兒が死亡したこの学校においては教職員が確認を怠り、食べれない料理のバツ印に気づかなかったということです。さらに、教職員がエピペンの注射をためらったこともわかっています。また、この学校では、昨年10月にも別の児童が誤って給食を食べてアレルギー症状を起こし、病院に救急搬送されたという事実も明らかになっています。給食の配り方、いざというときの教職員の自己注射液エピペンの取り扱いについて教えてください。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） まず、エピペンの扱いですけれども、現在、市内の小中学生の中にそういったことで、学校で自己注射を預かっているとか、あるいは本人が学校へ持ってくるというケースはありません。そういった意味で、重篤なところはないということですが、これはいつ、どんな形でそういったこと、エピペンの注射をしなければならないということがあり得ますので、まずは児童生徒にかかわって教職員が打つという場合に、アレルギーによるショック症状が急速な場合、それから児童生徒が自己注射ができないというような、そういった場合、それから養護教諭も含めて、教職員がきちんと研修を受けて、エピペンを間違いなく打つことができるという、そういう条件のもとでエピペンを打つという、そこはきちんと今後も対応をしていきたいと思っておりますし、それからエピペンについては、仮にエピペンの処方を受けている児童生徒がおりましたら、その児童生徒にかかわる情報は消防署のほうへきちんと、これはもちろん保護者の理解という御了解を得ての話ですけれども、消防署のほうへきちんと本人の情報を伝えるということと、それから仮に救急搬送というようなケースがありましたら、この子はエピペンの処方を受けてるということについて、これも消防署のほうへ通報をして、そうした配慮のもとで、万全なエピペンの対応ができるというようにしていきたいと。

それから、エピペン以外に学校全体で、それこそ配膳の中でのミスがあったり、食品が何かの都合でまざったりするということが、これは絶対避けなければならないというふうに思いますので、特

に配膳については、先ほど最初の御質問で申し上げたように、全ての教職員がアレルギー食物についてのそういった本人持っているという、症状があり得るといふ子については十分どの教職員も理解をするということに、とりわけ引き継ぎと連絡は忘れないようにしていくということを大事にしていきたいと思っております。

(4番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。

では、最後にいじめと学校での体罰問題についてということでお伺いしたいと思います。

昨年9月議会において、いじめについて一般質問しました。その後、何人かのお母さんからいろいろな御意見を聞くことができました。ある方は、過去に学校生活を送る中でいじめられ、悲しく、つらい思いをしてきたことは、成人になった今でも心の傷として残り、1人の人間として生きていく人生においても暗い影を落としている。親として、どうしてあのときもっと先生がいじめられている子どもに寄り添って問題解決に取り組んでくれなかったのかと、悔しい思いをしているという話をされました。

大津市の中学生の自殺を受けて行ったいじめの緊急調査で、今年度上半期の認知件数が全国で14万件超となり、半年で、昨年度と比べ倍増したことがわかったそうです。教員らの意識が高まり、軽微な事案も積極的に捉えたことが急増の要因と見られていますが、大きな社会問題となっている現在、郡上市においての取り組みを教えてくださいたいと思います。

時間の関係もありますので、続けて最後に大阪のバスケットに励んでいた高校生が自殺した事件について、体罰問題をどのように捉えてみえるか、そのことと2点をお伺いしたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) まず、現在のいじめの件数ですけれども、12月現在で、小学校では24件、それから中学校では13件についての報告があります。これは昨年の同時期は小学校で26件、それから中学校で18件でしたので、徐々に減っているという状況です。21年度が83件、合計でございましたが、それが24年度は37件になっておりますので、数としては非常に半分ぐらいになっているということで、ただ、それ少なければいいという問題ではありませんので、今御質問にあったように、一人一人の命、とりわけ社会に生きていくという意味も場合によっては損ねかねないということがありますので、まずは学校全体で取り組んでいくということ、それから決していじめを見逃さない、それから許さない、させないということについて、全ての教職員がこれこそ気持ちをつ一つにして取り組んでいくということが大事だろうと思います。そのためには早期発見ということが大事ですので、アンケートも含めて、これまでも継続してやっておりますけれども、今後もそういったことに力を入れていきたいというふうに思っております。

それから、体罰についてですけれども、例えば蹴るとか殴るとか、そういった体罰についてですが、県の教育委員会の指示もございまして、今年度の4月から、それから1月までの調査を管理職による各職員への聞き取りと、それから児童生徒へのアンケートと、それから保護者への情報提供の依頼をするという、その3つの方法で調査をしましたけれども、その結果としては殴るとか、あるいは蹴るとかといったような身体に苦痛を与えるような体罰の報告はありませんでした。

しかしながら、必要以上に厳しく叱ったりとか、あるいは感情的になって指導をしたりするといったケースは幾つかありましたので、そういったことについては、これも人権を損ねかねないということがありますので、今後は十分注意をしていきたいというふうに思っております。とりわけ体罰というのは、ある意味では指導法としては最も拙劣な方法だというふうに思っておりますので、根絶に向けて今後も努力していきたいと思っております。

ただ、児童生徒も他人を傷つけたり、あるいは他人の人権を損ねたり、攻勢や不公正な行為をするといった場合には、これは一人一人の教職員が決してひるむことなく、厳しく叱るということも必要ですし、指導するということも必要です。そういったことについては、一人一人の先生方に子どもたちと真正面に向き合っていただきたいというふうに思っております。

(4番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。用意した質問が全部終わりましたので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(清水敏夫君) 以上で田代はつ江君の質問を終了いたします。

◇ 兼 山 悌 孝 君

○議長(清水敏夫君) 続きまして、5番 兼山悌孝君の質問を許可いたします。

5番 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) お疲れさまでございます。最後でございますので、よろしく申し上げます。では、議長の許可を得まして質問をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

私の質問は基本的に答弁を期待しておりまして、答弁の中で周知していくということになっておりますので、質問は淡々とやっていきますので、答弁者が時間を合わせてじっくりとお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

今回の質問につきましては、人・農地プランについてであります。

あすにでも政府はTPPの参加を正式に表明するのではないかという昨夜来のニュースで報じておりましたが、聖域がつかれるかどうかというのも含めて、日本の農業の将来が全く読めないのが現状ではないでしょうか。私が、古い話ですけれども、二十歳のころに読んだ「日本人のアイデン

ティティ」 という本の中にこんな話がありました。アメリカの先住民は自分たちの住む土地や森、川に神が宿っていて、その神の恵みによって私たちは生かしてくれるんだと、先住民とはインディアンだと思いますけれども、そこへ移住者がやってきて、その土地を見るや、この土地は金になるぞというふうに言ったと、そこを作者はそういうふうを書いておいて、先住民と日本人の生活や心をそこに映しておったんじゃないかということでもありますけれども、アメリカ型の考え方と、それから日本人の考え方というのは根本的に違うんだということを書いてあったと思います。

今回TPPに関しても、これに似たような問題が含まれておるんじゃないかというふうに思っておりますし、またそうばかりでなしに、現在は日本も経済活動の一環としての農業として機械化もしてきますし、また古来の考え方という祭りなんかもございますし、先ほどの紹介した本のような形で言うならアメリカ型のマネジメントとの中間にあるんじゃないかと思います。ほかの産業から見ても、この問題というのは絡んできますので、例えば自動車問題とか保険とか、いろんなものがTPPに絡んできてますので、余計このTPPに関しては複雑ではありますが、これから質問する人・農地につきましても、TPPの影響もあると思います。

その中で、2011年の暮れに民主党が出しました地域農業マスタープランの今略称で言うと、人・農地プランなるものを打ち出したんですけれども、これは農地集積による規模拡大や若者の新規就農の促進を図るべく行政や農協に事業化をさせているということで、冒頭の市長さんの所信表明の中にも「農業従事者の高齢化や担い手不足が進行し、高齢・小規模農家など地域に密着した農業経営の存続が危ぶまれる」と、「それに伴い地域活力の低下が懸念されている」というふうにおっしゃっておりますが、まさにそのとおりだと思っております。

その中で、大変重要なことだというふうに私も思うんですけれども、農政というのはころころと、猫の目のように変わるんです。そうすると、なかなか携わっていても、こんがらがってまって理解もできないことがあります。

ましてや、一般の農家の方、特に高齢者の方々は余計そういうことだと思うんですけれども、私は、現在、地元の農事委員をやっておりまして、ある程度かかわってきたんですけども、私たちの地域はこの新年度になってから各地域へ行政が説明に回ってもらうということで依頼をしておるんですけれども、この制度というのは間違うと、かえって地域の農業や地域を崩壊させるんじゃないかというおそれを持っておるというので、危惧しとるんです。おそれを持って危惧しとるというのは八重ているんですけども、農家を減らすことにつながるということは、地域とその文化を崩壊させないかという、そういう心配なんです。

それから、今度、例えば行政の方が地域へ説明に来てもらうと、その中でそういう危惧まで説明してもらおうかどうかということもここで質問しながら、方向性を探っていきたいと思います。

日本の工業というのは下請が支えてきたというふうに言われますけれども、日本の農業も弊害も

ありましたけれども、兼業農家も支えてきたのではないかと考えております。地域にとってどんな形がふさわしいのかを含めて、先ほど言いましたように深い話し合いができることを期待しております。

次に、この制度ですけれども、もともと民主党の基本計画の中では、兼業農家や小規模経営を含む意欲ある全ての農業者が将来にわたって農業を営み、経営発展に取り組むことができる環境を整備する、これが民主党が当初に出しました基本計画です。これがそのちょっと後に今度基本方針を出したんです。基本方針を出したら、今度は20から30ヘクタールの規模拡大ということにころっと変わったんです。変わってはおらんといいながら、これ聞くと、さっぱり変わるとるんです。こういう場当たりの、先ほど猫の目と言いましたけれども、1つの基本法に対して基本計画と基本方針がころっと変わるとる。こんなギャップを含んだ制度なんです。と思うんです。

その中で、今まであった、それ以前にあった制度、これとのそごや矛盾が生じないかということ、これも危惧するところなんです。戸別所得補償制度や、それから認定農業者の制度等に対して整合性があるかということをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 答弁に期待をするというお話でございますが、期待に沿えるかどうか分かりませんので、よろしくお願いします。少し細かく説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず、平成24年度より国の施策として人・農地プランの策定というのを進めてきております。この間、農業委員会を初め、農事改良組合長会、担い手である認定農業者とか、新規就農者への説明会、さらにはJAが策定を進める営農ビジョンとの合同説明会、こういったものを行ってまいりまして、24年度の説明の回数は、これまで延べ43回というような回数を数えてございます。この間には議員にもいろいろお世話になりまして、まことにありがとうございました。

また、市のホームページにおいても周知を行っておりまして、その上で、平成24年度におきましては青年就農給付金の対象者がいる地区、まずこういった地区と、それから担い手農家が農地集積や融資事業、補助事業を活用するために作成を希望する地区、それから農事改良組合、集落が個別説明会を希望する地区、あるいは集落営農組織化など市の政策として策定を進めていきたい地区と、こういった地区をモデル地区としまして策定を進めてきたところでございます。平成25年度からも引き続き同様の説明会の開催をするとともに、各種生産団体へも周知を図っていききたいというふうに考えてございます。

なお、ここで人・農地プランという話が出ておりますので、この人・農地プランの概要をかいつまんで御説明をさせていただきたいと思っております。

人・農地プランと申しますのは、5年後、10年後の地域、集落が抱える課題、例えばこれはいろいろあると思いますけども、高齢化、後継者不足であったり、不在地主の増加やこれに伴う不耕作地の発生、こういったものに対しまして地域の皆さんで話し合いを行いながら解決方法を見出して、将来の地域農業設計図をつくってもらおうというようなものでございます。

プランは大まかに3つの段階で構成されておりまして、まず第1段階につきましては、地域の農家の現状を把握するため、地域の中心的な農家や農地を貸し付けしたいと考えられている農家、その他一般的な農家の現状と当面5年後の見込みを、まず位置づけをいたします。

それから、第2段階でございますが、農地を貸し付けられたいと思われる農家や空き農地の発生が見込まれる場合、その農地をどのようにして中心的な農家や集積するかを検討します。

それから、最後、第3段階でございますけども、地域の農業のあり方、この将来像について農家の皆さんの思い、例えばうちの集落はおいしい米がとれるので、今後もそういうやつを作付していきたいとか、あるいは今後もできるだけ個人の農家が頑張っ、うちはそういう人に頑張ってもらって農地を作付していくんだとか、あるいは高齢化を防ぐため、新規就農者を積極的に受け入れていくんだとか、それぞれいろいろあると思いますけども、そういった地域のことを述べていただきたいと思ひます。

また、プランはできる範囲の段階で策定をいたしますので、その後、必要に応じて追加や修正をしていくということで、先ほど述べました3つの段階でございますけども、とりあえず第1段階の策定だけでもいいよということでございます。プランの策定に当たりましては、県とか市、JA等関係機関が協力しながら支援をさせていただきたいと思ひますので、ぜひ各地域でプラン策定に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

さらに、先ほど議員おっしゃいましたように、地域文化を含めて、地域にとってふさわしい将来像に語られることを期待するというような文言も言われたと思ひますけども、広大な面積を有する郡上市でございます。郡上市の中には161集落、263の農事組合がございます。それぞれに多様な集落農業のあり方や集落文化があるというふうに思っております。これを損なうことがないよう、プランはできるだけ顔の見える範囲において十分な話し合いの機会を設けて策定をしていきたいというふうにまず考えてございます。

それから、既存の制度とそごがないかというようなお話がございましたけども、この中で戸別所得補償でございますけども、これにつきましては、戸別所得補償は平成25年度からは名前が変わりまして、経営所得安定対策というふうになりますけども、この制度につきましては食料自給力の向上を目指しまして農地、主に水田でございますけども、こちらへの作付作目に対して交付金を支給するというものでございます。特に、米の作付をする場合には、各農家へ配分された生産数量目標、いわゆる生産調整でございますけども、この範囲内で作付することが必須の条件となつてござ

います。

ですけれども、複数の農業者間の合意によりまして配分面積を調整することもできるということでございます。プランを策定する中で、集落内での話し合いが行われ、集落内で効率的な作付が図られることが期待をされるところでございます。

また、一方、認定農業者の制度でございますけれども、これは5年後を見据えた計画的な農業経営を目指される農業者を県、市、農業委員会、JAが審査をいたしまして認定していく制度でございますけれども、これまでは行政関係機関での認定はあるものの、地域の中ではこれがなかなか誰が認定農業者だというようなことで浸透していない場合も見受けられました。今後このプランを策定するという中で、こうした認定農業者の皆さんが地域農業の中心となる経営体として位置づけられ、名実ともに地域の担い手となっていただくことを期待したいと思っております。

また、5年後を見通した計画のため、中山間地域直接支払制度における集落協定と混同されがちでございますけれども、この中山間集落協定につきましては、策定した計画を原則5年間守ることが条件に交付金が支給されるということに対しまして、今回のプラン自体は策定しても、それによって交付金が出るということはございません。このため、逆に言えば交付金の縛りが無いからこそこできる範囲で策定し、いつでも見直しが可能になってまいります。

さらに、中山間の集落協定が農地保全を主体とするのに対しまして、プランは農地作付を主体とした計画となっております。

以上で、既存の制度とそごということではなくて、現存の制度では足りない部分を補完するものというふうに考えていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(5番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) ありがとうございます。まだ時間があるので、あとのやつもゆっくり答弁いただきたいと思うんですけども、まず今の所得補償制度と、それから認定農業者制度、これは今の人・農地プランの中に、これを人・農地プランを策定するものは、認定農業者でなければいかんという縛りはないんですね。後から質問を持ってきますけれども、スーパーL資金ですか、これの中には認定農業者でなければこれは利子補給を受けられないというものがあるんですね。

そうすると、人・農地プランの中に、メリットの中に認定農業者でなければならんという縛りがあるんですけども、人・農地プランの中に作成する中心となる人物、団体については、認定農業者の縛りはないというところに若干何というのか、整合性があるのかなという思いがあるんです。

それから、戸別所得補償制度でも、これも人・農地プランを作成した場合に所得補償制度につける作付制限ですか、これに対してはこれもなくなるよね。そうすると、今までやってきたこととの

整合性がこれは本当にあるんやろうかという思いがあるんです。また、後をお願いします。

それから、もう一つ、先ほどの新規就農者の助成、これ青年のあれもあるんですけども、これも新規就農者というのは人・農地プランにかかわらん、プランの作成の中に入らんと、受けれない助成制度ですよ。

そうすると、どっかから私、農業やりたいと来た場合に、新規就農者としてどっかやりたい地域へ入ってもらって、そこでプランを作成すると、危惧するのは、悪う言うんやないんですけども、どっかで受け皿を探さなきゃいかんという、普通はそんなことないかもしれんけど、予定があつてやると思うんですけども、そうすると、そこが先走って集落、地域が応援をさせられるという中にコミュニティとかコミュニケーションとか、そういうものが崩れやせんかというおそれもあると思いますので、その問題もお聞きしたいんですけども、一つどっかでそういう危惧を僕が考えるだけなのかどうなのか、部長さんどうですか、そういう問題というのは大きいんですか、お願いします。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 御指摘のような点は確かにあろうかと思えます。例えば、今先ほど言いましたように、こういう地区に対してとりあえずプランをつくりますよという中にも、例えば新規就農者がおられるところについては積極的につくっていききたいと。それはなぜかといいますと、新規就農者には就農支援金が出るよということになってきますと、そのプランに位置づけをしなきゃいけないということがありますので、そういった地区には積極的に、当面順次つくっていくんですが、そういったところには、まずそういったところを目指してつくっていくことによって新規就農者を支援していききたいということございますので、そういった方向では思っております。

ただ、その新規就農者の方もどこかの居を構えてその土地に居つかれるわけですので、そこで全くその土地と無縁の関係で農業をやるということはできないと思いますので、そういった関係で、いい関係をつくっていただきながら、その新規就農者の方もそこへ入っていただいて、一緒に地域のプランをつくっていただくというのが理想ではないかなというふうに思っております。

（5番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） そうであればいいと思いますが、どこかで得た情報の中では全くコミュニティ、コミュニケーションがとれずに、地域に溶け込めずに弱ってるという話がネットかどっかで出とった、それを信用しての話ですけども、そういうことがあるのかなという思いもありますので、また何かの対応が要ればお願いしたいと思えます。L資金は、まだ返事もらっとらんのやな。

それと、ならもう一つ、農地を貸し出した人に協力金が5反以下であると30万円で、5反から2町歩までが50万円、国からはこれ市町村に交付されて、該当者には市町村から給付されることにな

っておりますけれども、この基準はどういうふうにされるのか、さっきのL資金を含めて、ならお願いします。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） まず、スーパーL資金のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

スーパーL資金には、認定農業者が農業経営の安定及び規模拡大を図るため、農地とか施設とか機械の購入、原材料費、人件費等の用途目的に対し、低利で借り入れできる融資制度でございます。返済期間は、最大で3年据え置きで25年以内というようなものでございまして、融資の限度額は個人の場合ですと3億円とか、法人の場合は10億円となっておりますけれども、資金の用途が負債整理を含む場合は、限度額が個人6,000万円、法人が2億円へと引き下げられるというようなものでございます。貯金の利率は10年据え置きで0.65%でございます。現在でございますけれども、20年で1.2%となっておりますが、プランの中で位置づけされている認定農業者は、貸付当初5年間はこれが無利子になるということが特典であると思っております。

例えば、この、じゃあ幾らぐらいになるのということで、例でございますけれども、借り入れ1,000万円をした場合に利率が1.2%で、例えば元利均等の償還20年というようにした場合ですと、5年間無利子化になりますと、利息が約54万円という利息が軽減されるということになってまいります。

なお、プランに位置づけされる中心的な経営体は必ずしも認定農業者とは限りません。認定農業者以外にも、他の人の農地を借りて耕作される農業者も有力な候補者となりますが、プランに位置づけされるメリット、各種支援制度でございますけれども、これはあくまでプランに位置づけされるものが支援制度を受ける前提の条件になってきております。この辺は、だんだん、年々、やっぱりプランに位置づけされる必要があるというように、だんだん縛りがきつくなってきております。

その後、支援制度の各要件を満たす必要がありますので、プランに位置づけられたから即支援制度を受けられるというものではないことだけ、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それで、次に、その、先ほど言われました、5反以下で30万円、5反から20町歩で50万円というお話でございますけれども、これは農地集積協力金の話でございますけれども、農地集積協力金はこれまで農地集積制度が農地の借り手だけへの支援だけであったものを農地の出し手、出し手に対しても支援を行うことにより、円滑な農地集積を促進するというものでございます。農地集積協力金には、分散圃場解消協力金と経営転換協力金という2種類がございますが、まず分散圃場解消協力金につきましては、プランに位置づけられた担い手の経営農地に隣接する農地使用者、この方が農地利用集積円滑化団体、これは郡上市の場合は農協でございますけれども、ここを通じて6年間以上の利用権設定を行った場合、利用権設定した農地面積10アール当たり5,000円を権利設定した年度、

1 回限り交付するというものでございます。

一方、御質問のございました集積協力金については、経営転換協力金ということになりますけども、これにつきましては、土地利用型農業から経営転換する農業者、例えば、これまで水稲と野菜をつくったけども、野菜のみに転換するといったようなときに、これまで水稲をつくった農地を農地利用集積円滑化団体、これを通じて6年以上の利用権を設定をした場合、こういう場合や、あるいは離農される農業者や不在地主等が自留地、10アールまではいいんですけども、それを除く全ての農地をこの農地利用集積円滑化団体、これは、まあ、先ほども言うておりますけど、農協でございますけども、ここを通じて6年以上の利用権設定を行った場合に利用権設定した農地の合計面積に応じて交付金が出るというものでございまして、金額につきましては、先ほど議員おっしゃったとおりの金額が交付されるというものでございます。

ただし、条件がございまして戸別所得補償制度、先ほど言いましたように、25年からはこれが経営所得安定対策と名前変えますけども、この加入条件を満たしていない方や遊休農地を保有されている方は対象にはなりません。これは、条件の悪い農地を担い手農家へ集積しても、かえってそのもらった担い手農家の経営負担になり得る可能性が高いということから、こういったことになってございます。

それで、国からの交付金を該当者へ支払う場合、これはもう、先ほど議員おっしゃいましたように、貸し付けする農地の整備が必要な場合はその費用を差し引いて交付することでございますけども、原則、国から受けた交付金と同額を、今のところはその対象者にお支払いしたいというふうに思っております。

農地集積協力金の交付を受けるためには、プランを策定する中で、農地所有者と借り手である担い手農家の双方が合意をされまして、プランに対象農地を位置づけするということが必須の条件となります。このため、経営転換協力金は集落内に担い手が例えばない場合で、みずからの手で農地を守る集落営農組織を法人化して立ち上げる際に、構成員となる農家が集落営農組織へ農地を集積して、それを利用して機械購入の原資へ充当するというような方法が一つの方法であるというふうに考えてございますので、よろしく願いをいたします。

(5番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ありがとうございます。何か、聞いとるとだんだんその、言葉が難しゅうて、これは誰を指すんやなんて、茶畑へ入ってくるんですけども、まあ、どっちにしても難しいんですよ。今の同額をその国から交付されるものを、同額をそのやられるって言われたんですけども、例えばそこにその要した経費ですね、あぜを壊したりとか、そういう場合はそれを引かれるんですか、お聞きします。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 御指摘のように、国から交付金を一旦市が受けまして該当者へ支払うという場合に、貸し付けする農地の整備ですね、今言われましたような、例えば障害物の除去であったり、あぜを除去したりというような、これが必要な場合は、その経費を差し引いて交付するという事も可能でございますけども、県内のほかの市町村ではやっぱり今のところ、同額を交付しているということから、国から受けた交付金の同額の支給を今のところ考えております。ただ、まだ現実にはこれに該当するところまでは来ておらん、というのが実情でございます。

（5番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ありがとうございます。まだ使われておらんでよかった、これ、先に使われとると前は農地を貸し出す場合は、自分とこにある農業機械を処分せよというところまでつとったよね、条件が。まあ、半年ぐらいでなくなったみたいですけども、まあ、本当にとってつけたような制度を上げるんですけれども。先ほどその、部長のあとに質問しようと思ったのが入ってきたんですけども、農地利用集積円滑化団体という、また長い名前がついとるんですけど、これは2009年に農地法が改正された中で、その農協もこの円滑化団体にその加わることができたということで、その農協もその土地を集積して斡旋することができるようになったという、これが自動的に、今、行政、郡上の場合は農協ですけどと言われたんやけども、農協の悪口言うんじゃないんですけども、これを危惧する、地域によっては、ところあるわけですね。何もそのほかに考えもなしにやっぱり農協だというふうにならったわけですか、お聞きします。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） これは、何もなしに農協にしたんかということでございますけども、そういうことではございませんで、郡上市の場合、農業委員会の審議を経た後に、平成22年の7月30日付をもって、このめぐみの農業協同組合ということを指定してございますので、考えもなしにやったんかということとは違いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（5番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ちょっと言葉が強かったですか、申しわけないです。どちらにしましても、大変いいことやと思うんです、基本的には。僕も昔から日本のその個人的な、持ち分というんですか、耕地の、というのは本当に少ないです。だから、その、農業で食べていこうと思うにはやはり土地を集積せにゃいかんというのは昔からそうすりゃあいいやろうということはわかっておったんですけども、逆に、例えば、和良が700世帯ほどあるんですよ。農地を集積してその土地利用型の農業の場合、じゃあ専業農家は何やるか、そこへ集積してもらったら、その兼業農家を締め出

す、まあ、締め出すという言い方はおかしいですけども、その中で地域づくりをしていこうということになるわけですね。そうすると、その昔、日本古来の農業とつき合ってきたその風土、文化、心ですね、これと、それから兼業農家でちょっとずつ入ってきた収益、まあ、赤字のとも多いと思うんですけども、これもどうするかという話の中で説明が行われていかんと、逆に、こんなはずじゃなかったわいというようなことが5年後、10年後に出てきたら、ちょっと取り返しがつかんようなことになるんかと思います。

そういう危惧もかなり持っていますので、自分自身がこの制度を理解できんもんで、余計その聞くこともちょっとわからんようになっておるんですけども、ぜひその地域の要望あるなしにかかわらずに、機会つけてこれを十分理解いただいて、いいことばっかではないですよという話も含めて、自分たちのその地域、これを、人と農地というのは、市長さんの中にもありましたけど、所信表明の中にも、その地域づくりというのが将来的にこれかかわってくるんだということを含めて、その地域で考えていこうということだと思いますので、よろしく願いしまして、時間、残りましてけれども、終わらしていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、兼山悌孝君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（清水敏夫君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。長時間にわたりまして御苦労さまでした。ありがとうございました。

(午後 3時43分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 清 水 正 照

郡上市議会議員 上 田 謙 市

